

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月7日提出
【計算期間】	D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <円コース> 第30特定期間 D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <米ドルコース> 第25特定期間 D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <豪ドルコース> 第30特定期間 D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <南アフリカランドコース> 第30特定期間 D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <ブラジルリアルコース> 第30特定期間 D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <中国元コース> 第28特定期間 (自 2024年4月6日 至 2024年10月7日)
【ファンド名】	D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <円コース> D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <米ドルコース> D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <豪ドルコース> D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <南アフリカランドコース> D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <ブラジルリアルコース> D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ <中国元コース>
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

各ファンドは、それぞれ以下の外国投資信託と「DIAMマネーマザーファンド」を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用します。

各ファンドの名称	投資対象となる外国投資信託
円コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)
米ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)
豪ドルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)
ブラジルリアルコース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)
中国元コース	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)

各クラス名において、JPYは円、USDは米ドル、AUDは豪ドル、ZARは南アフリカランド、BRLはブラジルリアル、CNYは中国元を表しています。

各ファンドの信託金限度額は、各々2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### <ファンドの特色>

「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」は、以下6本のコースで構成される投資信託です。  
 <円コース>、<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<南アフリカランドコース>、<ブラジルリアルコース>、<中国元コース>

**1** 主として米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等<sup>(\*)</sup>)に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

- 各コースは外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国のソブリン債(国債および政府機関債等)(以下、「新興国ソブリン債」といいます。)に実質的な投資を行います。
- 外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

(\*)各国政府および政府関係機関が発行するソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

## 2 為替変動リスクの異なる6コースの中から選択でき、その後のスイッチングも可能です。

- 各コース(<米ドルコース>を除く)が投資を行う外国投資信託においては、米ドルに対し各コースの取引対象通貨で為替取引(\*)を行います。
- 各コース(<円コース>を除く)の基準価額は、各コースの取引対象通貨の対円為替変動の影響を受けます。

(\*)為替取引とは、保有資産通貨を売り予約し、取引対象通貨を買い予約する契約を結ぶことです。為替取引を行うと実質的に取引対象通貨を保有することと同様の効果があります。

※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、各コース間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。なお、スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

## 3 毎月決算を行い、原則として収益分配を行うことを基本とします。 各コース(<米ドルコース>を除く)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。
- 毎年1月および7月の決算時には、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

上記注記の記載は2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものです。

### <米ドルコース>(\*)

- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時には、原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。
- 毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(\*)<米ドルコース>(2012年7月27日設定)の分配方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会のルールに則ったものであり、実質的に他のコースの分配方針と異なるものではありません。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ファンドは「DIAMマネーマザーファンド」への投資も行います。

■外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案し決定します。

- ・各ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・各ファンドが実質的な主要投資対象とする米ドル建て新興国ソブリン債には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

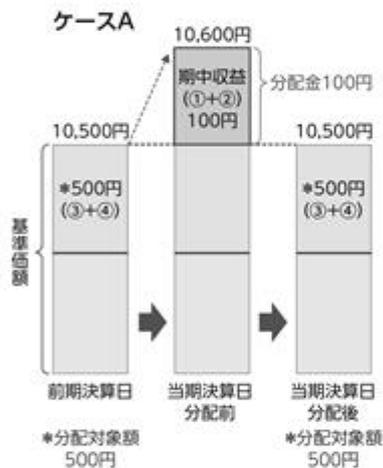
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

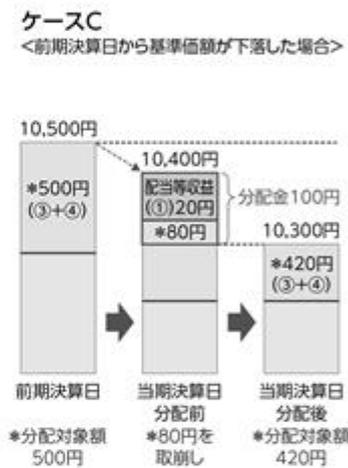
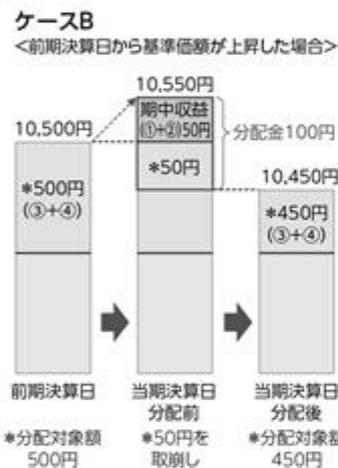
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期末決算日から当期末決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期末決算日と前期末決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB: 分配金受取額100円+当期末決算日と前期末決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC: 分配金受取額100円+当期末決算日と前期末決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

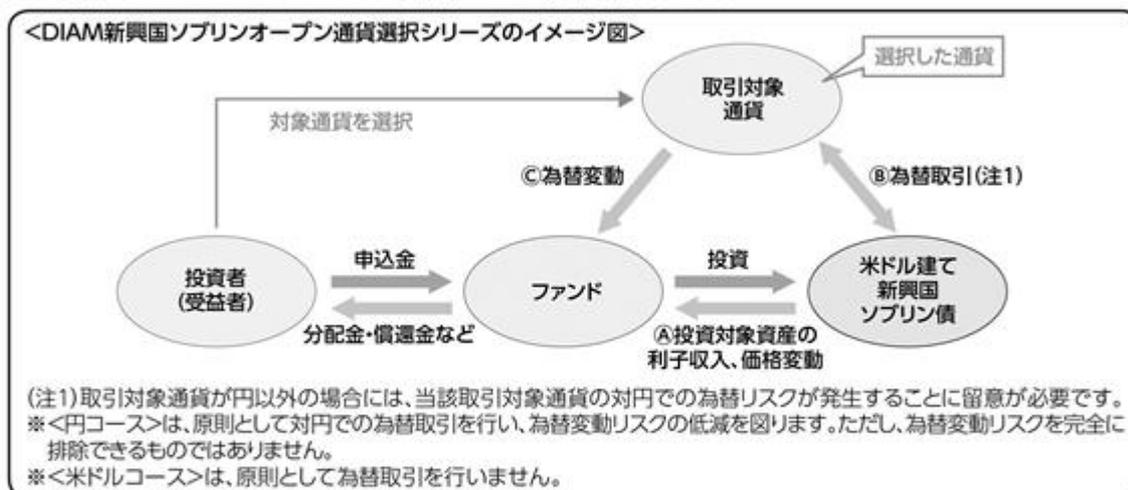


普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるように設計された投資信託です。



- DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズの収益源としては、以下の3つの要素があげられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

①投資対象資産による収益(上図①部分)

- ・米ドル建て新興国ソブリン債が値上がりした場合や利子が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、米ドル建て新興国ソブリン債が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)(上図②部分、<米ドルコース>除く)

- ・「選択した通貨」の短期金利が、「米ドル建て新興国ソブリン債の通貨」(米ドル)の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ※「選択した通貨」が新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益(上図③部分、<円コース>除く)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については対円での為替取引を行っていないため、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

- これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	米ドル建て新興国ソブリン債の 利子収入、値上がり/値下がり	+	為替取引によるプレミアム/コスト	+	為替差益/為替差損
収益を得られる ケース		金利の低下 等 <b>債券価格の上昇</b>		取引対象通貨の短期金利 >米ドルの短期金利 <b>プレミアム(金利差相当分の収益) の発生</b>		円に対して取引対象通貨高 (円安) <b>為替差益の発生</b>
損失やコストが 発生する ケース		<b>債券価格の下落</b> 金利の上昇 発行体の信用状況の悪化 等		<b>コスト(金利差相当分の費用)の発生</b> 取引対象通貨の短期金利 <米ドルの短期金利 ※<米ドルコース>を除きます。(注2)		<b>為替差損の発生</b> 円に対して取引対象通貨安 (円高) ※<円コース>を除きます。(注3)

(注2)<米ドルコース>は、為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム/コストは発生しません。

(注3)<円コース>は、原則として対円での為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

## 商品分類表

## 各ファンド

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

## &lt;円コース&gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

&lt;米ドルコース&gt; &lt;豪ドルコース&gt; &lt;南アフリカランドコース&gt; &lt;ブラジルリアルコース&gt;

&lt;中国元コース&gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券			ファミリー ファンド	あり ( )
一般	年6回	北米		
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。  （注）商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券 公債））に分類されます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## （２）【ファンドの沿革】

<円コース> <豪ドルコース> <南アフリカランドコース> <ブラジルリアルコース>

2009年10月29日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<中国元コース>

2011年1月25日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

<米ドルコース>

2012年7月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

各コース共通

2018年7月6日 信託期間を2024年10月29日までに変更（当初は2019年10月29日まで）

各コース共通

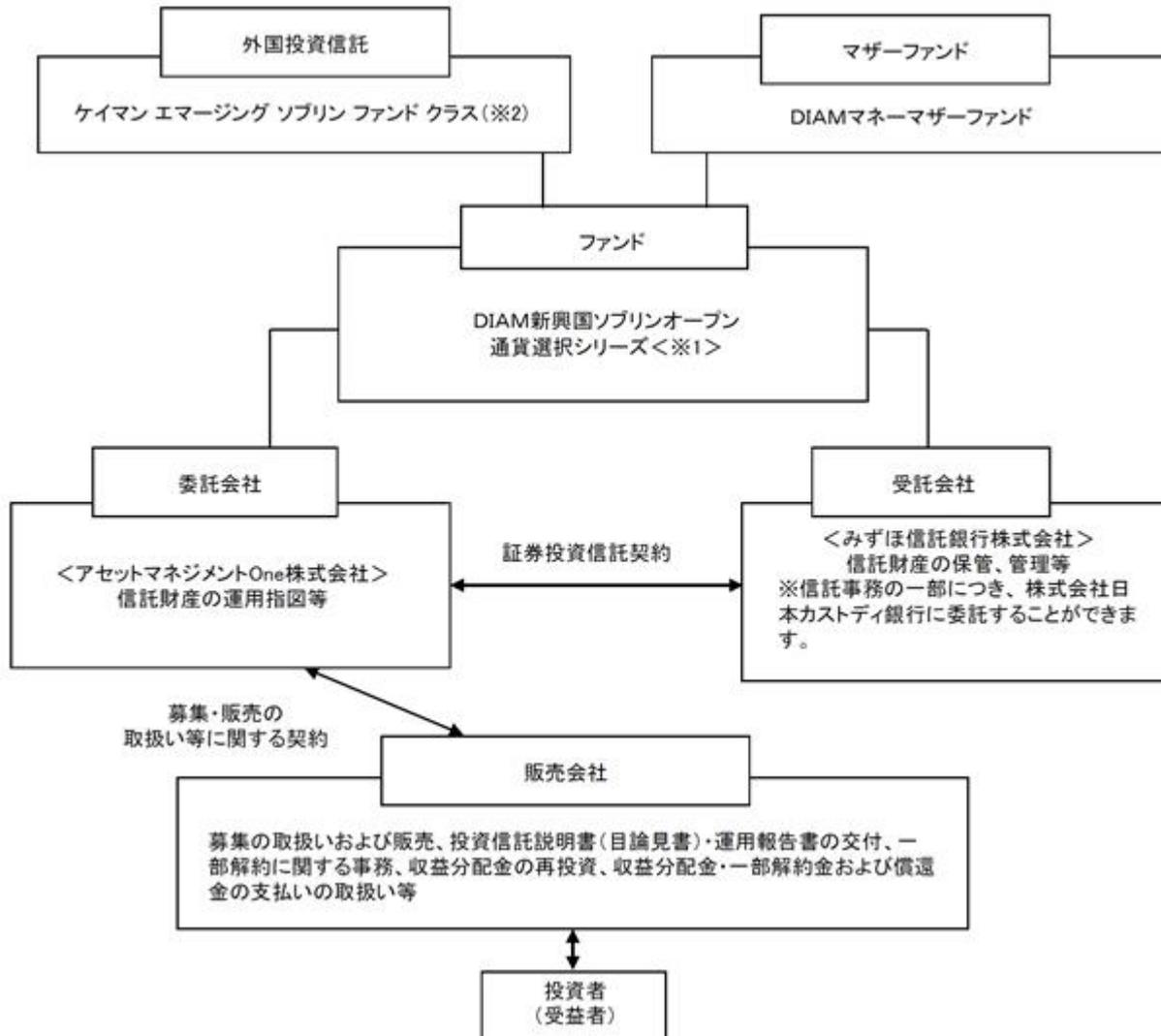
2024年10月29日 満期償還（信託終了）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 各ファンド

(注)以下の図表中 1、 2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	南アフリカ ランドコース	ブラジル レアルコース	中国元コース
2	J P Y	U S D	A U D	Z A R	B R L	C N Y



## ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

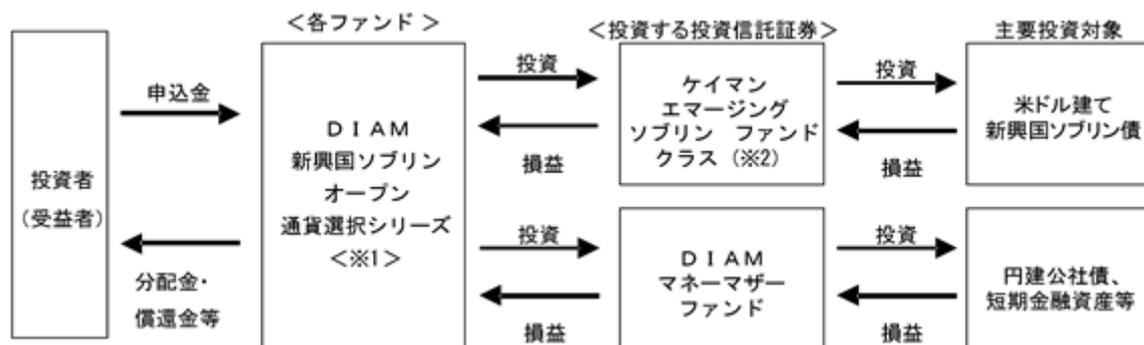
## ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

「ファンド・オブ・ファンズ方式」の仕組み

(注)以下の図表中 1、 2については下記の表より各々あてはめてご覧ください。

1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	南アフリカ ランドコース	ブラジル レアルコース	中国元コース
2	J P Y	U S D	A U D	Z A R	B R L	C N Y



各コースは、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」の他に、「D I A Mマネーマザー  
 ファンド」にも投資します。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年10月31日現在）

委託会社の沿革

- 1985年7月1日 会社設立
- 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 1999年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 2016年10月1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2024年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

#### <投資対象>

当ファンドは、主として円建ての外国投資信託である「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス<sup>(1)</sup>」の投資信託証券へ投資を行います。また、証券投資信託であるD I A Mマネーマザーファンド受益証券への投資も行います。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

上記(1)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	J P Y
米ドルコース	U S D
豪ドルコース	A U D
南アフリカランドコース	Z A R
ブラジルリアルコース	B R L
中国元コース	C N Y

#### <投資態度>

主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等<sup>(\*)</sup>）に投資し、高水準の利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的とします。

(\*) 各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。

主として円建ての外国投資信託<sup>(2)</sup>への投資を通じて、米ドル建ての新興国ソブリン債に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるD I A Mマネーマザーファンドへの投資も行います。外国投資信託への投資比率は、原則として高位を保ちますが、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案し決定します。

外国投資信託の運用はウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシ が行います。

(注) 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

上記(2)は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(JPY)
米ドルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(USD)
豪ドルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(ZAR)
ブラジルリアルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(BRL)
中国元コース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(CNY)

## (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)  
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産  
  - イ. 為替手形

運用の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託である( )の投資信託証券およびアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるDIAMマネーマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(注)上記( )は、下記の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(JPY)
米ドルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(USD)
豪ドルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(AUD)
南アフリカランドコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(ZAR)
ブラジルリアルコース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(BRL)
中国元コース	ケイマン	エマーヅング	ソブリン	ファンド	クラス(CNY)

運用の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)
	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)
形態	ケイマン籍円建外国投資信託

<p>投資方針          および主要          投資対象</p>	<p>主として米ドル建ての新興国のソブリン債（国債および政府機関債等<sup>(*)</sup>）に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。</p> <p>(*) 各国政府および政府関係機関が発行する債券であるソブリン債、または政府が出資している企業や政府保証が付いた債券である準ソブリン債を含みます。</p> <p>ポートフォリオの運用に関しては、新興国の米ドル建て国債の代表的指数である「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（米ドルベース・為替ヘッジなし）」をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざします。</p> <p>なお、ベンチマークは市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。</p> <p>銘柄選定にあたっては、投資対象国のファンダメンタルズ分析や個別銘柄のバリュエーション分析等により決定します。</p> <p>組入債券は、当初組入時において、S &amp; PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がB-格もしくはB3格相当以上を取得している債券とします。</p> <p>原則として、ポートフォリオの平均格付はB-格相当以上とします。</p> <p>原則として、ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションに対して±2年以内とします。</p> <p>米ドル建て以外の資産への投資は、純資産総額の20%以内を基本とします。但し、この場合は原則として対米ドルで為替取引することとします。</p> <p>有価証券先物取引、金利スワップ等のデリバティブ取引を活用する場合があります。</p> <p>各クラスは、米ドルに対して各クラスの通貨で為替取引を行います（クラス（USD）を除く）。</p> <p>平均格付とは、各組入債券にかかる信用格付を加重平均したものであり、外国投資信託にかかる信用格付ではありません。</p>
<p>運用プロセス</p>	<p>戦略委員会          ・グローバル投資戦略委員会          ・グローバル・エマージング・マーケット戦略委員会</p> <p>エマージング債チーム</p> <p>* USDクラスを除いて、各クラスは、米ドルに対して各クラスの通貨で為替取引を行います。          上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。</p>
<p>申込手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年12月31日</p>

関係法人	投資顧問会社：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー 受託銀行：CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited 管理事務代行会社：Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. 保管銀行：Mizuho Bank(USA)
信託報酬	純資産総額に対して年率0.515%
その他の費用	ファンド設立にかかる費用、ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入 有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の 監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入 金の利息および立替金の利息等
収益分配方針	原則として、投資顧問会社の指図に基づき毎月分配を行います。
設定日	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL) 2009年10月8日 ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY) 2010年12月30日 ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD) 2012年7月13日

指数の著作権等

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要>

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・リソース・インク（ニューヨーク証券取引所上場）の100%子会社です。

同社は1971年の設立時より一貫して債券運用に特化した米国の運用会社であり、長期的な視点に基づくファンダメンタルズ分析によるバリュエーションを重視した運用を行います。

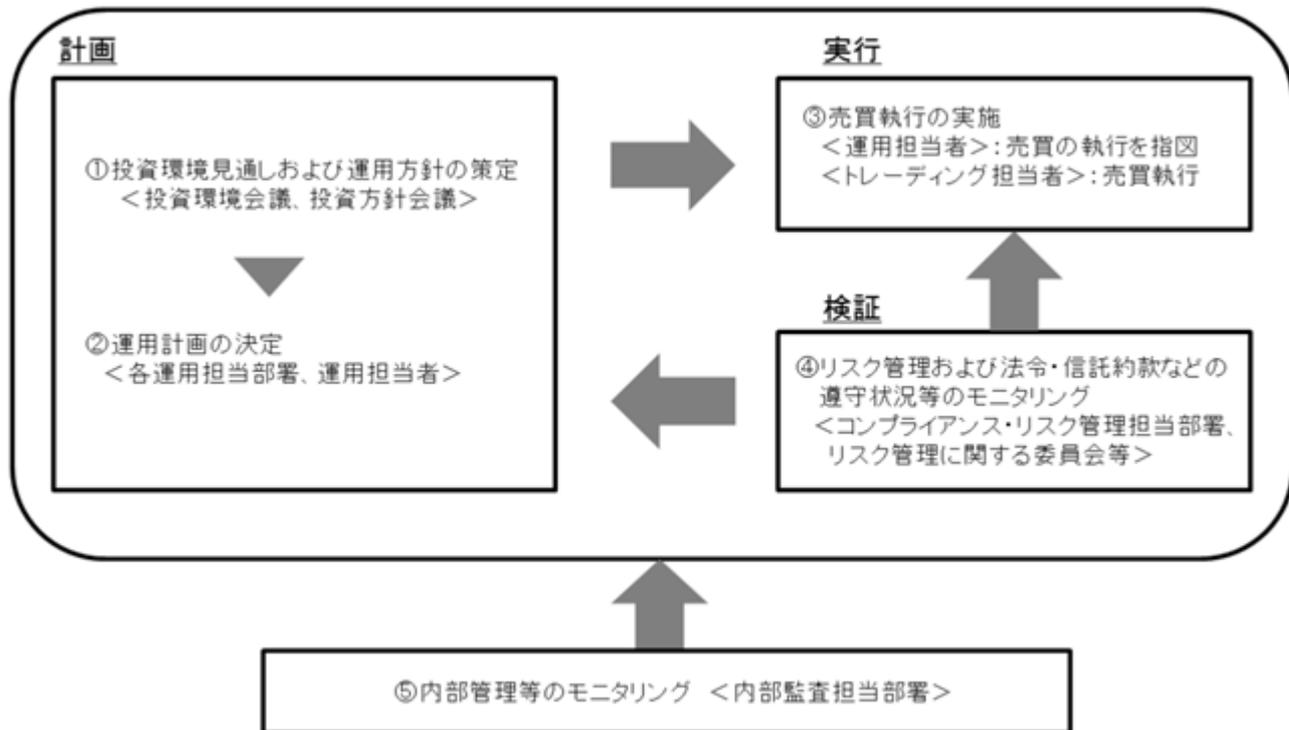
ファンド名	D I A M マネーマザーファンド
形態	国内籍 契約型証券投資信託
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざします。
主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにC D、C P、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	<p>国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関<sup>(*)</sup>の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がA A -格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のC D、C Pを主要投資対象とします。</p> <p>(*) 主要格付機関とは、R &amp; I、J C R、M o o d y ' s、S &amp; Pとします。</p> <p>国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p> <p>資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p>
運用プロセス	マクロ経済分析を主体としたファンダメンタルズ分析、投資家の需給動向等分析および信用リスク市場の分析等に基づき、短期金利の方向性見通し、セクター別のクレジットスプレッドの拡縮等を予測し、ファンドのデュレーションおよびセクター配分を決定します（トップダウンアプローチ）。

主な投資制限	<p>株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
申込手数料	ありません。
信託期間	無期限
決算日	毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日。)
信託報酬	信託報酬はかかりません。
信託設定日	2009年10月29日
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
受託銀行	みずほ信託銀行株式会社

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## (3) 【運用体制】

## a. ファンドの運用体制



## 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

## 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に関催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

各コース(<米ドルコース>を除く)

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準を勘案し、安定分配に加えて委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

「原則として利子配当等収益等を中心に安定分配をめざす」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

<米ドルコース>

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。また、毎年1月および7月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 2 収益分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記1.および2.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## 3 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5) 【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

非株式割合については制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

### 資金の借入れ(約款第24条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### 各コース共通

##### 基準価額の主な変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

##### 為替リスク

各コース(<円コース>および<米ドルコース>を除く)

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として保有資産通貨(米ドル)を売り予約し、各コースの取引対象通貨を買い予約する為替取引を行います。しかし、米ドルの為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。くわえて各コースの取引対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。この場合、各コースの取引対象通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

また、為替取引においては、いずれのコースにおいてもコースの取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

<円コース>

為替取引を行っても、円高による影響を完全には排除できません。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

また、為替取引においては、円金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

#### <米ドルコース>

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

主要投資対象である外国投資信託では、原則として為替取引を行いません。このため米ドルに対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

<ブラジルリアルコース>、<中国元コース>については、為替取引を行うにあたり為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(NDF)を利用します。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待、当該国の資本規制や税制等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や金利市場から想定されるものと大きく乖離する場合があります。

外国為替市場の混乱等により為替予約取引やNDF取引が行えなくなった場合、コースの取引対象通貨の為替への投資ができなくなる等ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。特にNDF取引は為替予約取引に比べ当該国の資本規制や税制等の影響により流動性が乏しくなることがあることから、そのリスクが高くなります。

NDF取引については、後掲 その他の留意点 の「NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引について」をご参照ください。

#### 金利リスク

金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。各コースは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

#### 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。新興国債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

#### カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各コースが実質的に投資を行う通貨や債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

## 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

各コースにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

各ファンドが各々投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合は、当該各ファンドは繰上償還する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付または解約の受付を取り消すことができます。

各ファンドは、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの際には、ご解約時の費用(信託財産留保額)がかかるほか、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社によってはスイッチングのお取扱いをしない場合がありますのでご注意ください。スイッチングのお取扱い等、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては「DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ」を構成する一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

## NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引について

### 為替予約取引とNDF取引

為替取引を行うにあたり、通常は「為替予約取引」を用います。

しかし、一部の新興国通貨では……  
(中国元、ブラジルレアル、インドルピー、  
インドネシアルピアなど)

「為替予約取引」ができません。

そこで

NDF取引を活用

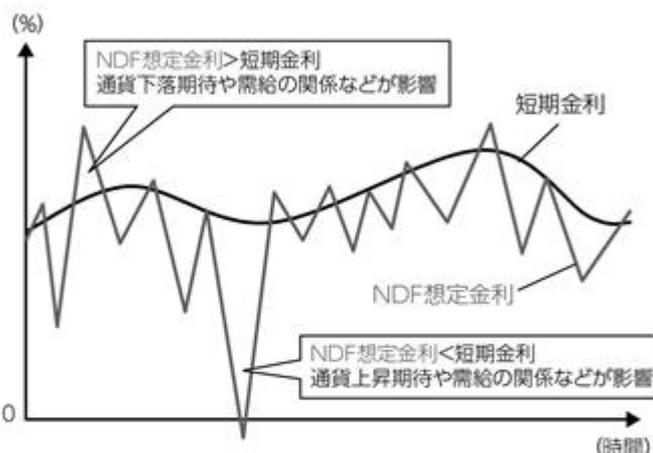
#### 【理由】

為替市場が未成熟であったり、当局が国外での自国通貨の流通を制限しているなどの理由で、本国以外で多額の当該通貨の保有、調達、決済などが難しいためです。

### NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは

- 直物為替先渡取引の一種です。主に金融機関との相対取引で、当該通貨の受渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済を行います。
- 通常の為替予約取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、金利裁定(割高や割安を是正する市場のメカニズム)が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

<NDF想定金利と短期金利が乖離する例(イメージ)>



NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる程低くなる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少やコスト(金利差相当分の費用)の発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

※左記は、イメージであり、すべての事象があてはまる限りではありません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

- 外国為替市場の混乱等によりNDFが利用できなくなった場合には、選択した通貨への投資ができなくなるなどファンドの運用方針に沿った運用ができなくなるリスクもあります。同様のことが通常の為替予約取引についてもいえますが、特にNDFは為替予約取引に比べて流動性が乏しくなることがあるため、そのリスクが高くなります。

※上記の要因以外でも、投資対象資産の通貨の短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が減少したり、コスト(金利差相当分の費用)が生じる可能性があります。

※上記は、NDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

(出所:各種情報に基づき委託会社作成)

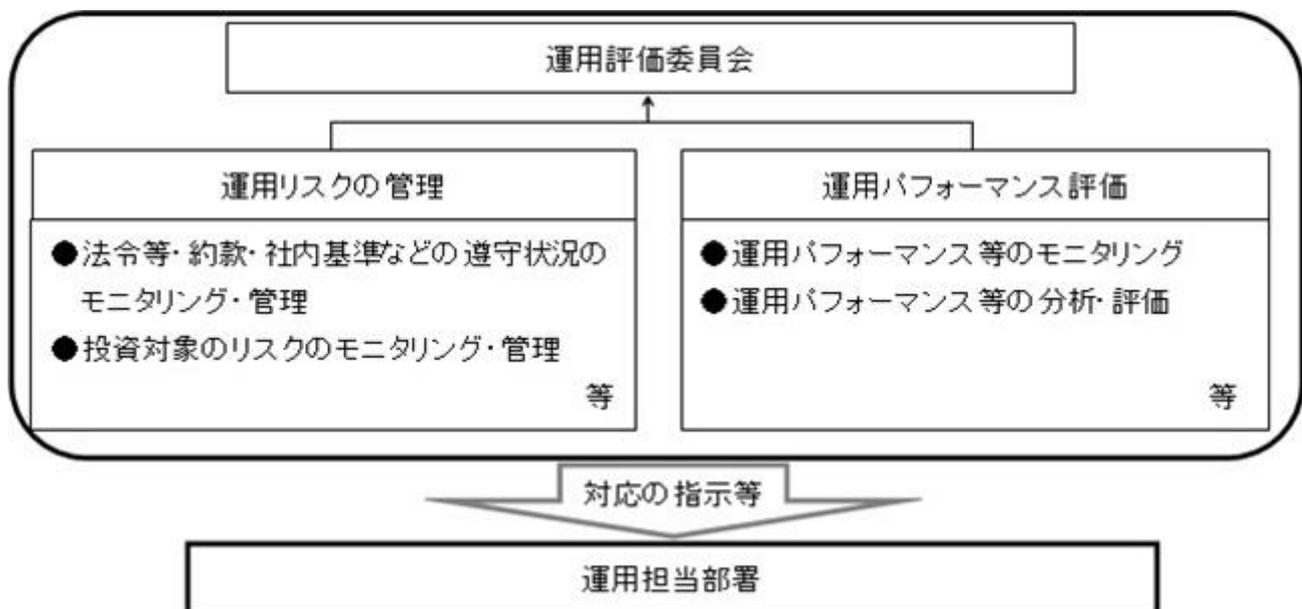
・注意事項

- イ．ファンドは、投資信託証券等の値動きのある有価証券（実質的に外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
  - ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  - ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2024年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%（税抜1.05%） $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$ 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。		
	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.42%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.60%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対して年率0.515%程度		
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.67%（税抜1.565%）（概算） 上記は各ファンドが投資対象とする外国投資信託を高位に組入れた状態を想定しています。		

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

## その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的にファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

各ファンドが投資対象とする 投資信託証券	主な費用
ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL) ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)	ファンド設立にかかる費用、 ファンドの管理報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等
DIAMマネーマザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額等

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

## 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要

制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

2024年10月31日現在、ファンドは償還しているため該当事項はありません。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年10月31日現在、ファンドは償還しているため該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

2024年10月31日現在、ファンドは償還しているため該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

2024年10月31日現在、ファンドは償還しているため該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第11特定期間末 (2015年4月6日)	8,661	8,729	0.7628	0.7688
第12特定期間末 (2015年10月5日)	6,790	6,829	0.6934	0.6974
第13特定期間末 (2016年4月5日)	5,609	5,641	0.7021	0.7061
第14特定期間末 (2016年10月5日)	5,070	5,098	0.7340	0.7380
第15特定期間末 (2017年4月5日)	4,146	4,170	0.6817	0.6857
第16特定期間末 (2017年10月5日)	3,754	3,776	0.6785	0.6825
第17特定期間末 (2018年4月5日)	3,192	3,213	0.6272	0.6312
第18特定期間末 (2018年10月5日)	2,451	2,469	0.5618	0.5658
第19特定期間末 (2019年4月5日)	2,265	2,273	0.5739	0.5759
第20特定期間末 (2019年10月7日)	2,149	2,157	0.5659	0.5679
第21特定期間末 (2020年4月6日)	1,780	1,787	0.4945	0.4965
第22特定期間末 (2020年10月5日)	1,832	1,839	0.5515	0.5535
第23特定期間末 (2021年4月5日)	1,623	1,629	0.5258	0.5278

第24特定期間末 (2021年10月5日)	1,505	1,511	0.5212	0.5232
第25特定期間末 (2022年4月5日)	1,165	1,169	0.4388	0.4403
第26特定期間末 (2022年10月5日)	883	887	0.3547	0.3562
第27特定期間末 (2023年4月5日)	857	860	0.3674	0.3689
第28特定期間末 (2023年10月5日)	729	732	0.3256	0.3271
第29特定期間末 (2024年4月5日)	745	748	0.3520	0.3535
第30特定期間末 (2024年10月7日)	703	706	0.3548	0.3563
2023年10月末日	724	-	0.3248	-
11月末日	765	-	0.3462	-
12月末日	792	-	0.3617	-
2024年1月末日	760	-	0.3504	-
2月末日	750	-	0.3488	-
3月末日	753	-	0.3547	-
4月末日	723	-	0.3434	-
5月末日	718	-	0.3454	-
6月末日	714	-	0.3457	-
7月末日	700	-	0.3457	-
8月末日	713	-	0.3524	-
9月末日	706	-	0.3551	-
10月末日	-	-	-	-

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;

直近日(2024年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第6特定期間末 (2015年4月6日)	404	407	1.2709	1.2789
第7特定期間末 (2015年10月5日)	328	330	1.1588	1.1668
第8特定期間末 (2016年4月5日)	286	288	1.0934	1.1014
第9特定期間末 (2016年10月5日)	278	281	1.0547	1.0627
第10特定期間末 (2017年4月5日)	261	263	1.0598	1.0678
第11特定期間末 (2017年10月5日)	350	352	1.0723	1.0803
第12特定期間末 (2018年4月5日)	309	312	0.9352	0.9432
第13特定期間末 (2018年10月5日)	263	265	0.8953	0.9033

第14特定期間末 (2019年4月5日)	259	261	0.9057	0.9097
第15特定期間末 (2019年10月7日)	253	254	0.8646	0.8686
第16特定期間末 (2020年4月6日)	228	229	0.7768	0.7808
第17特定期間末 (2020年10月5日)	106	107	0.8352	0.8392
第18特定期間末 (2021年4月5日)	76	76	0.8326	0.8366
第19特定期間末 (2021年10月5日)	64	64	0.8224	0.8264
第20特定期間末 (2022年4月5日)	61	62	0.7677	0.7702
第21特定期間末 (2022年10月5日)	51	51	0.7375	0.7400
第22特定期間末 (2023年4月5日)	46	46	0.7194	0.7219
第23特定期間末 (2023年10月5日)	39	39	0.7412	0.7437
第24特定期間末 (2024年4月5日)	37	37	0.8426	0.8451
第25特定期間末 (2024年10月7日)	28	28	0.8298	0.8323
2023年10月末日	39	-	0.7430	-
11月末日	42	-	0.7868	-
12月末日	40	-	0.7938	-
2024年1月末日	40	-	0.8076	-
2月末日	41	-	0.8234	-
3月末日	42	-	0.8453	-
4月末日	38	-	0.8574	-
5月末日	38	-	0.8608	-
6月末日	30	-	0.8878	-
7月末日	29	-	0.8568	-
8月末日	29	-	0.8307	-
9月末日	28	-	0.8276	-
10月末日	-	-	-	-

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;豪ドルコース&gt;

直近日(2024年10月末日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第11特定期間末 (2015年4月6日)	3,567	3,623	0.7612	0.7732
第12特定期間末 (2015年10月5日)	2,615	2,645	0.6147	0.6217
第13特定期間末 (2016年4月5日)	2,279	2,305	0.6154	0.6224

第14特定期間末 (2016年10月5日)	2,099	2,124	0.5830	0.5900
第15特定期間末 (2017年4月5日)	1,927	1,951	0.5633	0.5703
第16特定期間末 (2017年10月5日)	1,842	1,865	0.5763	0.5833
第17特定期間末 (2018年4月5日)	1,503	1,525	0.4776	0.4846
第18特定期間末 (2018年10月5日)	1,246	1,268	0.4014	0.4084
第19特定期間末 (2019年4月5日)	1,150	1,160	0.3952	0.3987
第20特定期間末 (2019年10月7日)	1,000	1,010	0.3464	0.3499
第21特定期間末 (2020年4月6日)	703	713	0.2626	0.2661
第22特定期間末 (2020年10月5日)	803	808	0.3337	0.3357
第23特定期間末 (2021年4月5日)	751	756	0.3500	0.3520
第24特定期間末 (2021年10月5日)	638	641	0.3298	0.3318
第25特定期間末 (2022年4月5日)	544	545	0.3167	0.3177
第26特定期間末 (2022年10月5日)	411	412	0.2599	0.2609
第27特定期間末 (2023年4月5日)	397	398	0.2593	0.2603
第28特定期間末 (2023年10月5日)	367	369	0.2493	0.2503
第29特定期間末 (2024年4月5日)	395	396	0.2942	0.2952
第30特定期間末 (2024年10月7日)	364	365	0.3021	0.3031
2023年10月末日	370	-	0.2511	-
11月末日	401	-	0.2760	-
12月末日	410	-	0.2871	-
2024年1月末日	396	-	0.2819	-
2月末日	393	-	0.2829	-
3月末日	400	-	0.2913	-
4月末日	393	-	0.2955	-
5月末日	403	-	0.3017	-
6月末日	405	-	0.3117	-
7月末日	380	-	0.2950	-
8月末日	378	-	0.2969	-
9月末日	362	-	0.3000	-
10月末日	-	-	-	-

直近日（2024年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第11特定期間末 (2015年4月6日)	1,836	1,878	0.5204	0.5324
第12特定期間末 (2015年10月5日)	1,722	1,754	0.3819	0.3889
第13特定期間末 (2016年4月5日)	1,261	1,280	0.3231	0.3281
第14特定期間末 (2016年10月5日)	1,138	1,156	0.3233	0.3283
第15特定期間末 (2017年4月5日)	1,116	1,133	0.3218	0.3268
第16特定期間末 (2017年10月5日)	1,011	1,027	0.3183	0.3233
第17特定期間末 (2018年4月5日)	982	998	0.3118	0.3168
第18特定期間末 (2018年10月5日)	746	762	0.2310	0.2360
第19特定期間末 (2019年4月5日)	746	754	0.2392	0.2417
第20特定期間末 (2019年10月7日)	632	639	0.2095	0.2120
第21特定期間末 (2020年4月6日)	413	420	0.1463	0.1488
第22特定期間末 (2020年10月5日)	447	450	0.1799	0.1814
第23特定期間末 (2021年4月5日)	396	399	0.2019	0.2034
第24特定期間末 (2021年10月5日)	325	327	0.1958	0.1973
第25特定期間末 (2022年4月5日)	280	281	0.1922	0.1927
第26特定期間末 (2022年10月5日)	213	214	0.1559	0.1564
第27特定期間末 (2023年4月5日)	204	204	0.1509	0.1514
第28特定期間末 (2023年10月5日)	186	187	0.1474	0.1479
第29特定期間末 (2024年4月5日)	197	198	0.1762	0.1767
第30特定期間末 (2024年10月7日)	172	173	0.1905	0.1910
2023年10月末日	190	-	0.1511	-
11月末日	193	-	0.1621	-
12月末日	196	-	0.1652	-
2024年1月末日	192	-	0.1663	-
2月末日	189	-	0.1661	-

3月末日	197	-	0.1742	-
4月末日	198	-	0.1783	-
5月末日	184	-	0.1814	-
6月末日	185	-	0.1886	-
7月末日	179	-	0.1839	-
8月末日	174	-	0.1842	-
9月末日	173	-	0.1911	-
10月末日	-	-	-	-

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;ブラジルリアルコース&gt;

直近日(2024年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第11特定期間末 (2015年4月6日)	53,147	54,339	0.4461	0.4561
第12特定期間末 (2015年10月5日)	34,167	34,940	0.3091	0.3161
第13特定期間末 (2016年4月5日)	28,145	28,602	0.3080	0.3130
第14特定期間末 (2016年10月5日)	25,683	26,073	0.3294	0.3344
第15特定期間末 (2017年4月5日)	24,119	24,472	0.3416	0.3466
第16特定期間末 (2017年10月5日)	22,628	22,959	0.3413	0.3463
第17特定期間末 (2018年4月5日)	16,276	16,577	0.2702	0.2752
第18特定期間末 (2018年10月5日)	12,210	12,505	0.2071	0.2121
第19特定期間末 (2019年4月5日)	11,108	11,243	0.2052	0.2077
第20特定期間末 (2019年10月7日)	9,024	9,149	0.1798	0.1823
第21特定期間末 (2020年4月6日)	5,388	5,502	0.1174	0.1199
第22特定期間末 (2020年10月5日)	4,886	4,951	0.1132	0.1147
第23特定期間末 (2021年4月5日)	4,269	4,328	0.1072	0.1087
第24特定期間末 (2021年10月5日)	4,030	4,087	0.1071	0.1086
第25特定期間末 (2022年4月5日)	3,798	3,808	0.1202	0.1205
第26特定期間末 (2022年10月5日)	3,078	3,087	0.1089	0.1092
第27特定期間末 (2023年4月5日)	2,930	2,938	0.1116	0.1119

第28特定期間末 (2023年10月5日)	2,861	2,868	0.1186	0.1189
第29特定期間末 (2024年4月5日)	3,022	3,028	0.1425	0.1428
第30特定期間末 (2024年10月7日)	2,434	2,440	0.1322	0.1325
2023年10月末日	2,903	-	0.1212	-
11月末日	3,142	-	0.1333	-
12月末日	3,111	-	0.1361	-
2024年1月末日	3,092	-	0.1362	-
2月末日	3,109	-	0.1400	-
3月末日	3,034	-	0.1429	-
4月末日	2,963	-	0.1421	-
5月末日	2,890	-	0.1411	-
6月末日	2,779	-	0.1377	-
7月末日	2,590	-	0.1304	-
8月末日	2,459	-	0.1273	-
9月末日	2,440	-	0.1320	-
10月末日	-	-	-	-

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;中国元コース&gt;

直近日(2024年10月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9特定期間末 (2015年4月6日)	110	111	1.4280	1.4380
第10特定期間末 (2015年10月5日)	388	391	1.2838	1.2938
第11特定期間末 (2016年4月5日)	366	369	1.2144	1.2244
第12特定期間末 (2016年10月5日)	334	337	1.1363	1.1463
第13特定期間末 (2017年4月5日)	116	117	1.1196	1.1296
第14特定期間末 (2017年10月5日)	127	128	1.1745	1.1845
第15特定期間末 (2018年4月5日)	138	140	1.0887	1.0987
第16特定期間末 (2018年10月5日)	111	112	0.9572	0.9672
第17特定期間末 (2019年4月5日)	111	112	0.9851	0.9911
第18特定期間末 (2019年10月7日)	78	78	0.8939	0.8999
第19特定期間末 (2020年4月6日)	43	44	0.8015	0.8075
第20特定期間末 (2020年10月5日)	51	51	0.8960	0.9020

第21特定期間末 (2021年4月5日)	54	55	0.9197	0.9257
第22特定期間末 (2021年10月5日)	55	55	0.9285	0.9345
第23特定期間末 (2022年4月5日)	51	51	0.8750	0.8810
第24特定期間末 (2022年10月5日)	46	46	0.7438	0.7498
第25特定期間末 (2023年4月5日)	49	50	0.7205	0.7265
第26特定期間末 (2023年10月5日)	51	51	0.6796	0.6856
第27特定期間末 (2024年4月5日)	53	54	0.7535	0.7595
第28特定期間末 (2024年10月7日)	48	48	0.7365	0.7425
2023年10月末日	50	-	0.6819	-
11月末日	55	-	0.7337	-
12月末日	54	-	0.7367	-
2024年1月末日	51	-	0.7387	-
2月末日	51	-	0.7478	-
3月末日	54	-	0.7610	-
4月末日	55	-	0.7636	-
5月末日	55	-	0.7674	-
6月末日	56	-	0.7855	-
7月末日	53	-	0.7552	-
8月末日	51	-	0.7406	-
9月末日	49	-	0.7382	-
10月末日	-	-	-	-

## 【分配の推移】

D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;

	1口当たりの分配金(円)
第11特定期間	0.0360
第12特定期間	0.0340
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0100
第26特定期間	0.0090

第27特定期間	0.0090
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0090
第30特定期間	0.0090

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;

	1口当たりの分配金（円）
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480
第9特定期間	0.0480
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0150
第23特定期間	0.0150
第24特定期間	0.0150
第25特定期間	0.0150

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;豪ドルコース&gt;

	1口当たりの分配金（円）
第11特定期間	0.0720
第12特定期間	0.0670
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0420
第18特定期間	0.0420
第19特定期間	0.0210
第20特定期間	0.0210
第21特定期間	0.0210
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0080
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0060

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;南アフリカランドコース&gt;

	1口当たりの分配金（円）
第11特定期間	0.0720
第12特定期間	0.0670
第13特定期間	0.0400
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0090
第24特定期間	0.0090
第25特定期間	0.0050
第26特定期間	0.0030
第27特定期間	0.0030
第28特定期間	0.0030
第29特定期間	0.0030
第30特定期間	0.0030

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;ブラジルリアルコース&gt;

	1口当たりの分配金（円）
第11特定期間	0.0750
第12特定期間	0.0570
第13特定期間	0.0400
第14特定期間	0.0300
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0150
第20特定期間	0.0150
第21特定期間	0.0150
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0090
第24特定期間	0.0090
第25特定期間	0.0042
第26特定期間	0.0018
第27特定期間	0.0018
第28特定期間	0.0018
第29特定期間	0.0018
第30特定期間	0.0018

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;中国元コース&gt;

	1口当たりの分配金（円）
第9特定期間	0.0600

第10特定期間	0.0600
第11特定期間	0.0600
第12特定期間	0.0600
第13特定期間	0.0600
第14特定期間	0.0600
第15特定期間	0.0600
第16特定期間	0.0600
第17特定期間	0.0360
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0360
第20特定期間	0.0360
第21特定期間	0.0360
第22特定期間	0.0360
第23特定期間	0.0360
第24特定期間	0.0360
第25特定期間	0.0360
第26特定期間	0.0360
第27特定期間	0.0360
第28特定期間	0.0360

## 【収益率の推移】

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;

	収益率（％）
第11特定期間	1.9
第12特定期間	4.6
第13特定期間	4.7
第14特定期間	8.0
第15特定期間	3.9
第16特定期間	3.1
第17特定期間	4.0
第18特定期間	6.6
第19特定期間	4.3
第20特定期間	0.7
第21特定期間	10.5
第22特定期間	14.0
第23特定期間	2.5
第24特定期間	1.4
第25特定期間	13.9
第26特定期間	17.1
第27特定期間	6.1
第28特定期間	8.9
第29特定期間	10.9
第30特定期間	3.4

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

## D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;

	収益率（％）
第6特定期間	11.4
第7特定期間	5.0

第8特定期間	1.5
第9特定期間	0.9
第10特定期間	5.0
第11特定期間	5.7
第12特定期間	8.3
第13特定期間	0.9
第14特定期間	3.8
第15特定期間	1.9
第16特定期間	7.4
第17特定期間	10.6
第18特定期間	2.6
第19特定期間	1.7
第20特定期間	4.5
第21特定期間	2.0
第22特定期間	0.4
第23特定期間	5.1
第24特定期間	15.7
第25特定期間	0.3

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

	収益率(%)
第11特定期間	1.0
第12特定期間	10.4
第13特定期間	6.9
第14特定期間	1.6
第15特定期間	3.8
第16特定期間	9.8
第17特定期間	9.8
第18特定期間	7.2
第19特定期間	3.7
第20特定期間	7.0
第21特定期間	18.1
第22特定期間	31.6
第23特定期間	8.5
第24特定期間	2.3
第25特定期間	1.5
第26特定期間	16.0
第27特定期間	2.1
第28特定期間	1.5
第29特定期間	20.4
第30特定期間	4.7

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

	収益率(%)
第11特定期間	8.6
第12特定期間	13.7

第13特定期間	4.9
第14特定期間	9.3
第15特定期間	8.8
第16特定期間	8.2
第17特定期間	7.4
第18特定期間	16.3
第19特定期間	10.0
第20特定期間	6.1
第21特定期間	23.0
第22特定期間	29.1
第23特定期間	17.2
第24特定期間	1.4
第25特定期間	0.7
第26特定期間	17.3
第27特定期間	1.3
第28特定期間	0.3
第29特定期間	21.6
第30特定期間	9.8

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>

	収益率(%)
第11特定期間	6.1
第12特定期間	17.9
第13特定期間	12.6
第14特定期間	16.7
第15特定期間	12.8
第16特定期間	8.7
第17特定期間	12.0
第18特定期間	12.3
第19特定期間	6.3
第20特定期間	5.1
第21特定期間	26.4
第22特定期間	4.1
第23特定期間	2.7
第24特定期間	8.3
第25特定期間	16.2
第26特定期間	7.9
第27特定期間	4.1
第28特定期間	7.9
第29特定期間	21.7
第30特定期間	6.0

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

	収益率(%)
第9特定期間	11.9
第10特定期間	5.9

第11特定期間	0.7
第12特定期間	1.5
第13特定期間	3.8
第14特定期間	10.3
第15特定期間	2.2
第16特定期間	6.6
第17特定期間	6.7
第18特定期間	5.6
第19特定期間	6.3
第20特定期間	16.3
第21特定期間	6.7
第22特定期間	4.9
第23特定期間	1.9
第24特定期間	10.9
第25特定期間	1.7
第26特定期間	0.7
第27特定期間	16.2
第28特定期間	2.5

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

	設定口数	解約口数
第11特定期間	153,697,809	2,259,575,932
第12特定期間	70,809,077	1,631,912,616
第13特定期間	53,645,057	1,857,119,554
第14特定期間	141,837,137	1,223,404,375
第15特定期間	72,247,552	898,629,313
第16特定期間	290,929,585	839,738,651
第17特定期間	35,347,234	477,424,855
第18特定期間	40,178,367	766,536,099
第19特定期間	20,790,814	438,415,821
第20特定期間	25,181,218	172,900,942
第21特定期間	22,150,023	219,985,032
第22特定期間	23,357,232	301,762,804
第23特定期間	19,054,338	254,459,160
第24特定期間	13,485,010	211,496,415
第25特定期間	13,810,518	246,993,226
第26特定期間	25,481,893	190,213,158
第27特定期間	19,032,359	177,567,134
第28特定期間	13,682,972	107,745,743
第29特定期間	24,499,353	144,957,788
第30特定期間	27,063,140	163,303,275

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

##### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

	設定口数	解約口数
第6特定期間	108,713,805	243,926,049
第7特定期間	52,587,026	87,415,112

第8特定期間	6,673,478	28,623,172
第9特定期間	14,164,967	11,417,051
第10特定期間	10,251,686	27,517,093
第11特定期間	141,527,157	62,288,677
第12特定期間	35,985,835	30,890,214
第13特定期間	17,540,955	54,833,622
第14特定期間	16,379,330	23,657,410
第15特定期間	10,461,351	4,710,657
第16特定期間	8,767,739	6,951,684
第17特定期間	6,523,854	173,031,072
第18特定期間	20,672,947	56,876,250
第19特定期間	4,129,513	17,298,863
第20特定期間	3,860,871	1,951,654
第21特定期間	5,261,112	16,332,347
第22特定期間	2,132,973	7,620,100
第23特定期間	3,826,306	14,203,380
第24特定期間	1,451,949	10,813,075
第25特定期間	1,638,670	11,419,836

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

	設定口数	解約口数
第11特定期間	718,662,700	1,373,889,914
第12特定期間	230,206,274	661,052,493
第13特定期間	135,515,579	685,775,312
第14特定期間	178,821,289	283,547,821
第15特定期間	144,548,124	322,993,080
第16特定期間	163,903,391	387,626,271
第17特定期間	224,797,347	275,348,006
第18特定期間	367,265,519	408,599,235
第19特定期間	173,675,565	369,438,833
第20特定期間	100,944,954	123,809,895
第21特定期間	88,501,041	296,676,949
第22特定期間	57,170,633	329,602,045
第23特定期間	75,183,912	334,226,329
第24特定期間	45,156,326	258,406,023
第25特定期間	30,056,263	246,925,917
第26特定期間	17,020,745	152,712,366
第27特定期間	21,004,273	71,685,234
第28特定期間	22,286,475	78,385,326
第29特定期間	21,240,970	151,866,877
第30特定期間	21,833,300	159,676,263

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

	設定口数	解約口数
第11特定期間	842,713,953	609,986,374
第12特定期間	1,710,899,257	729,902,914
第13特定期間	271,687,582	878,410,404
第14特定期間	178,836,378	559,126,727

第15特定期間	242,132,999	296,704,764
第16特定期間	249,849,470	539,144,542
第17特定期間	391,418,689	419,154,434
第18特定期間	561,661,452	481,267,027
第19特定期間	277,193,730	386,401,224
第20特定期間	334,236,970	437,392,429
第21特定期間	235,008,885	424,841,663
第22特定期間	225,904,395	569,946,997
第23特定期間	77,495,971	596,600,073
第24特定期間	81,081,976	387,450,085
第25特定期間	60,751,957	262,127,547
第26特定期間	31,410,610	120,162,085
第27特定期間	78,394,221	94,513,244
第28特定期間	29,545,110	115,333,055
第29特定期間	269,310,656	413,968,242
第30特定期間	45,067,261	261,023,518

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>

	設定口数	解約口数
第11特定期間	19,622,400,549	22,188,143,307
第12特定期間	11,812,179,704	20,440,178,516
第13特定期間	3,102,187,109	22,230,288,905
第14特定期間	1,927,616,205	15,362,088,069
第15特定期間	2,176,013,134	9,529,276,779
第16特定期間	2,913,036,354	7,216,222,209
第17特定期間	2,952,777,416	9,014,610,139
第18特定期間	4,853,708,788	6,134,080,478
第19特定期間	2,796,041,948	7,616,419,718
第20特定期間	1,233,444,890	5,171,412,729
第21特定期間	2,305,229,301	6,611,113,859
第22特定期間	1,403,076,043	4,120,109,963
第23特定期間	1,530,840,689	4,875,338,043
第24特定期間	1,117,866,543	3,329,336,386
第25特定期間	1,098,253,280	7,124,737,400
第26特定期間	204,632,216	3,523,696,123
第27特定期間	133,848,768	2,142,471,366
第28特定期間	181,441,712	2,329,083,553
第29特定期間	98,385,283	3,017,213,039
第30特定期間	113,874,779	2,902,285,233

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

#### D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

	設定口数	解約口数
第9特定期間	26,918,533	31,959,429
第10特定期間	250,567,448	25,686,022
第11特定期間	11,316,584	11,930,099
第12特定期間	1,478,996	9,012,338
第13特定期間	3,391,648	193,558,335
第14特定期間	6,184,465	1,661,816

第15特定期間	37,404,036	18,655,917
第16特定期間	12,353,832	23,110,555
第17特定期間	6,659,826	9,743,919
第18特定期間	6,548,214	32,553,630
第19特定期間	6,205,713	38,991,329
第20特定期間	6,284,720	3,769,471
第21特定期間	12,229,597	9,933,510
第22特定期間	5,167,321	5,580,211
第23特定期間	7,162,446	8,082,608
第24特定期間	8,331,014	4,412,417
第25特定期間	10,824,339	3,811,218
第26特定期間	16,358,727	10,033,140
第27特定期間	12,094,289	16,323,307
第28特定期間	4,794,557	10,819,738

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には取得またはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

なお、販売会社によってはD I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズを構成する一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・ お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときには、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

#### ・解約価額

解約価額は、解約のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

#### ・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

#### ・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

<円コース> <豪ドルコース> <南アフリカランドコース> <ブラジルリアルコース>

信託期間は、2009年10月29日から原則として2024年10月29日までです。

<中国元コース>

信託期間は、2011年1月25日から原則として2024年10月29日までです。

<米ドルコース>

信託期間は、2012年7月27日から原則として2024年10月29日までです。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a.委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託が存続しないこととなった場合、各ファンドについて受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ．信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a. からg. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ．運用報告書

- ・委託会社は、毎年4月5日、10月5日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払

前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

#### (3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

#### (4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>

DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年4月6日から2024年10月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;円コース&gt;】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,282,235	14,344,311
投資信託受益証券	732,003,324	687,189,748
親投資信託受益証券	874,785	875,046
未収入金	-	8,243,837
流動資産合計	752,160,344	710,652,942
資産合計	752,160,344	710,652,942
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,177,826	2,973,466
未払解約金	2,546,377	3,732,471
未払受託者報酬	21,029	20,498
未払委託者報酬	715,274	697,180
その他未払費用	1,856	1,805
流動負債合計	6,462,362	7,425,420
負債合計	6,462,362	7,425,420
純資産の部		
元本等		
元本	2,118,551,060	1,982,310,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,372,853,078	1,279,083,403
(分配準備積立金)	46,728,439	47,924,561
元本等合計	745,697,982	703,227,522
純資産合計	745,697,982	703,227,522
負債純資産合計	752,160,344	710,652,942

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	27,861,144	26,269,544
受取利息	415	8,827
有価証券売買等損益	54,443,109	1,246,085
その他収益	-	11,437
営業収益合計	82,304,668	27,535,893
<b>営業費用</b>		
支払利息	726	-
受託者報酬	124,583	119,578
委託者報酬	4,237,148	4,067,604
その他費用	11,004	10,553
営業費用合計	4,373,461	4,197,735
営業利益又は営業損失( )	77,931,207	23,338,158
経常利益又は経常損失( )	77,931,207	23,338,158
当期純利益又は当期純損失( )	77,931,207	23,338,158
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	277,458	246,412
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,509,944,070	1,372,853,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,002,694	106,665,040
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,002,694	106,665,040
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,979,977	17,583,174
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,979,977	17,583,174
分配金	19,585,474	18,403,937
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,372,853,078	1,279,083,403

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	2,239,009,495円	2,118,551,060円
期中追加設定元本額	24,499,353円	27,063,140円
期中一部解約元本額	144,957,788円	163,303,275円
2. 受益権の総数	2,118,551,060口	1,982,310,925口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,372,853,078円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,279,083,403円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,511,950円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(118,815,239円)及び分配準備積立金(43,708,602円)より分配対象収益は167,035,791円(1万口当たり749.31円)であり、うち3,343,769円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,746,688円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(112,121,164円)及び分配準備積立金(46,154,244円)より分配対象収益は162,022,096円(1万口当たり773.53円)であり、うち3,141,837円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

(自2023年11月7日 至2023年12月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,638,715円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(117,837,423円)及び分配準備積立金(44,440,892円)より分配対象収益は166,917,030円(1万口当たり755.30円)であり、うち3,314,881円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2023年12月6日 至2024年1月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,406,593円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(116,881,993円)及び分配準備積立金(45,016,330円)より分配対象収益は166,304,916円(1万口当たり760.45円)であり、うち3,280,355円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年1月6日 至2024年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,840,612円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(115,773,565円)及び分配準備積立金(45,639,170円)より分配対象収益は165,253,347円(1万口当たり763.19円)であり、うち3,247,916円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年2月6日 至2024年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,862,669円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(114,845,818円)及び分配準備積立金(45,803,741円)より分配対象収益は164,512,228円(1万口当たり766.18円)であり、うち3,220,727円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,079,098円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(111,435,969円)及び分配準備積立金(46,385,483円)より分配対象収益は161,900,550円(1万口当たり778.14円)であり、うち3,120,890円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年6月6日 至2024年7月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,712,934円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(110,716,528円)及び分配準備積立金(46,977,130円)より分配対象収益は161,406,592円(1万口当たり781.11円)であり、うち3,099,538円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年7月6日 至2024年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,624,311円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(108,591,531円)及び分配準備積立金(46,609,671円)より分配対象収益は158,825,513円(1万口当たり784.00円)であり、うち3,038,723円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年8月6日 至2024年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,201,962円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(108,308,151円)及び分配準備積立金(47,005,311円)より分配対象収益は159,515,424円(1万口当たり789.81円)であり、うち3,029,483円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

	(自2024年3月6日 至2024年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,122,689円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(113,359,936円)及び分配準備積立金(45,783,576円)より分配対象収益は163,266,201円(1万口当たり770.65円)であり、うち3,177,826円(1万口当たり15円)を分配金額としております。	(自2024年9月6日 至2024年10月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,994,215円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(106,699,033円)及び分配準備積立金(46,903,812円)より分配対象収益は157,597,060円(1万口当たり795.01円)であり、うち2,973,466円(1万口当たり15円)を分配金額としております。
--	---	--

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
----	-------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	3,334,420	7,712,979
親投資信託受益証券	-	261
合計	3,334,420	7,713,240

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額	0.3520円	0.3548円
(1万口当たり純資産額)	(3,520円)	(3,548円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブ リン ファンド クラス(JP Y)	183,642	687,189,748	
投資信託受益証券 合計		183,642	687,189,748	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	870,000	875,046	
親投資信託受益証券 合計		870,000	875,046	
合計			688,064,794	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;米ドルコース&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,696,569	1,481,164
投資信託受益証券	34,779,727	27,202,739
親投資信託受益証券	6,004	6,006
未収入金	-	20
流動資産合計	37,482,300	28,689,929
資産合計	37,482,300	28,689,929
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	110,538	86,085
未払解約金	75,702	37
未払受託者報酬	1,145	819
未払委託者報酬	39,274	28,052
その他未払費用	91	64
流動負債合計	226,750	115,057
負債合計	226,750	115,057
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	44,215,250	34,434,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,959,700	5,859,212
(分配準備積立金)	1,167,075	964,536
元本等合計	37,255,550	28,574,872
純資産合計	37,255,550	28,574,872
負債純資産合計	37,482,300	28,689,929

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,081,494	790,765
受取利息	58	1,074
有価証券売買等損益	5,212,044	301,686
その他収益	-	20
営業収益合計	6,293,596	490,173
<b>営業費用</b>		
支払利息	64	-
受託者報酬	6,719	5,380
委託者報酬	230,383	184,651
その他費用	547	429
営業費用合計	237,713	190,460
営業利益又は営業損失( )	6,055,883	299,713
経常利益又は経常損失( )	6,055,883	299,713
当期純利益又は当期純損失( )	6,055,883	299,713
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	148,797	86,018
期首剰余金又は期首欠損金( )	13,863,979	6,959,700
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,041,654	1,715,518
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,041,654	1,715,518
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	287,076	257,912
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	287,076	257,912
分配金	757,385	570,813
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,959,700	5,859,212

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	53,576,376円	44,215,250円
期中追加設定元本額	1,451,949円	1,638,670円
期中一部解約元本額	10,813,075円	11,419,836円
2. 受益権の総数	44,215,250口	34,434,084口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,959,700円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,859,212円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(182,871円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,865,869円)及び分配準備積立金(1,183,876円)より分配対象収益は16,232,616円(1万口当たり3,021.88円)であり、うち134,291円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(114,503円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(12,358,021円)及び分配準備積立金(1,166,317円)より分配対象収益は13,638,841円(1万口当たり3,063.50円)であり、うち111,300円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p>

(自2023年11月7日 至2023年12月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(182,190円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,824,838円)及び分配準備積立金(1,225,539円)より分配対象収益は16,232,567円(1万口当たり3,030.91円)であり、うち133,891円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2023年12月6日 至2024年1月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(158,005円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(14,230,962円)及び分配準備積立金(1,219,273円)より分配対象収益は15,608,240円(1万口当たり3,036.66円)であり、うち128,498円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年1月6日 至2024年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(165,759円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,778,364円)及び分配準備積立金(1,206,144円)より分配対象収益は15,150,267円(1万口当たり3,044.98円)であり、うち124,387円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年2月6日 至2024年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(169,152円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,950,125円)及び分配準備積立金(1,244,117円)より分配対象収益は15,363,394円(1万口当たり3,053.60円)であり、うち125,780円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(150,002円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(12,489,719円)及び分配準備積立金(1,169,496円)より分配対象収益は13,809,217円(1万口当たり3,071.88円)であり、うち112,384円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年6月6日 至2024年7月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(114,557円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,626,409円)及び分配準備積立金(927,331円)より分配対象収益は10,668,297円(1万口当たり3,079.94円)であり、うち86,594円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年7月6日 至2024年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(91,778円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,653,138円)及び分配準備積立金(955,208円)より分配対象収益は10,700,124円(1万口当たり3,081.38円)であり、うち86,812円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年8月6日 至2024年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(93,280円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,754,599円)及び分配準備積立金(960,069円)より分配対象収益は10,807,948円(1万口当たり3,083.10円)であり、うち87,638円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

	(自2024年3月6日 至2024年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(151,014円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(12,264,546円)及び分配準備積立金(1,126,599円)より分配対象収益は13,542,159円(1万口当たり3,062.78円)であり、うち110,538円(1万口当たり25円)を分配金額としております。	(自2024年9月6日 至2024年10月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(110,948円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,590,993円)及び分配準備積立金(939,673円)より分配対象収益は10,641,614円(1万口当たり3,090.43円)であり、うち86,085円(1万口当たり25円)を分配金額としております。
--	--	---

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
----	-------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	667,667	203,254
親投資信託受益証券	-	2
合計	667,667	203,256

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額	0.8426円	0.8298円
(1万口当たり純資産額)	(8,426円)	(8,298円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブ リン ファンド クラス(US D)	3,033	27,202,739	
投資信託受益証券 合計		3,033	27,202,739	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	5,972	6,006	
親投資信託受益証券 合計		5,972	6,006	
合計			27,208,745	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;豪ドルコース&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,837,858	8,325,344
投資信託受益証券	387,051,393	357,321,619
親投資信託受益証券	532,915	533,074
未収入金	10,374,000	488
流動資産合計	405,796,166	366,180,525
資産合計	405,796,166	366,180,525
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	1,344,776	1,206,933
未払解約金	8,410,498	12
未払受託者報酬	11,121	10,519
未払委託者報酬	378,457	357,965
その他未払費用	973	920
流動負債合計	10,145,825	1,576,349
負債合計	10,145,825	1,576,349
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,344,776,046	1,206,933,083
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	949,125,705	842,328,907
(分配準備積立金)	74,540,249	67,517,258
元本等合計	395,650,341	364,604,176
純資産合計	395,650,341	364,604,176
負債純資産合計	405,796,166	366,180,525

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	11,596,956	10,545,256
受取利息	231	4,248
有価証券売買等損益	63,760,595	9,169,485
その他収益	-	488
営業収益合計	75,357,782	19,719,477
<b>営業費用</b>		
支払利息	385	-
受託者報酬	64,903	64,846
委託者報酬	2,208,223	2,206,245
その他費用	5,689	5,685
営業費用合計	2,279,200	2,276,776
営業利益又は営業損失( )	73,078,582	17,442,701
経常利益又は経常損失( )	73,078,582	17,442,701
当期純利益又は当期純損失( )	73,078,582	17,442,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	673,844	409,680
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,107,543,672	949,125,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	109,982,990	112,872,147
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	109,982,990	112,872,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,481,769	15,366,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,481,769	15,366,947
分配金	8,487,992	7,741,423
期末剰余金又は期末欠損金( )	949,125,705	842,328,907

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	1,475,401,953円	1,344,776,046円
期中追加設定元本額	21,240,970円	21,833,300円
期中一部解約元本額	151,866,877円	159,676,263円
2. 受益権の総数	1,344,776,046口	1,206,933,083口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は949,125,705円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は842,328,907円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,955,179円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(440,069,344円)及び分配準備積立金(79,985,221円)より分配対象収益は522,009,744円(1万口当たり3,546.92円)であり、うち1,471,725円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,420,879円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(400,681,969円)及び分配準備積立金(73,680,826円)より分配対象収益は475,783,674円(1万口当たり3,560.86円)であり、うち1,336,145円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(自2023年11月7日 至2023年12月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,936,716円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(433,364,190円)及び分配準備積立金(79,079,547円)より分配対象収益は514,380,453円(1万口当たり3,550.29円)であり、うち1,448,839円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2023年12月6日 至2024年1月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,846,806円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(427,580,066円)及び分配準備積立金(78,184,313円)より分配対象収益は507,611,185円(1万口当たり3,553.23円)であり、うち1,428,588円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年1月6日 至2024年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,510,189円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(420,539,297円)及び分配準備積立金(77,131,282円)より分配対象収益は499,180,768円(1万口当たり3,553.98円)であり、うち1,404,564円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年2月6日 至2024年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,805,180円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(416,149,441円)及び分配準備積立金(76,287,464円)より分配対象収益は494,242,085円(1万口当たり3,556.97円)であり、うち1,389,500円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,767,120円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(401,695,325円)及び分配準備積立金(73,441,756円)より分配対象収益は476,904,201円(1万口当たり3,564.09円)であり、うち1,338,079円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年6月6日 至2024年7月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,725,275円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(389,449,404円)及び分配準備積立金(71,505,990円)より分配対象収益は462,680,669円(1万口当たり3,567.38円)であり、うち1,296,974円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年7月6日 至2024年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,367,504円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(387,871,234円)及び分配準備積立金(71,533,286円)より分配対象収益は460,772,024円(1万口当たり3,567.97円)であり、うち1,291,410円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2024年8月6日 至2024年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,675,939円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(382,106,791円)及び分配準備積立金(70,425,611円)より分配対象収益は454,208,341円(1万口当たり3,571.15円)であり、うち1,271,882円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

	(自2024年3月6日 至2024年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,776,392円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(402,880,864円)及び分配準備積立金(74,108,633円)より分配対象収益は478,765,889円(1万口当たり3,560.19円)であり、うち1,344,776円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	(自2024年9月6日 至2024年10月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,607,740円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(362,691,690円)及び分配準備積立金(67,116,451円)より分配対象収益は431,415,881円(1万口当たり3,574.48円)であり、うち1,206,933円(1万口当たり10円)を分配金額としております。
--	---	--

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
----	-------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	12,287,345	13,452,996
親投資信託受益証券	-	159
合計	12,287,345	13,453,155

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額	0.2942円	0.3021円
(1万口当たり純資産額)	(2,942円)	(3,021円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブ リン ファンド クラス(AU D)	125,728	357,321,619	
投資信託受益証券 合計		125,728	357,321,619	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	530,000	533,074	
親投資信託受益証券 合計		530,000	533,074	
合計			357,854,693	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;南アフリカランドコース&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,891,739	3,481,960
投資信託受益証券	193,018,059	169,976,957
親投資信託受益証券	70,385	70,406
流動資産合計	198,980,183	173,529,323
資産合計	198,980,183	173,529,323
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	561,517	453,539
未払解約金	337,803	134,618
未払受託者報酬	5,457	4,974
未払委託者報酬	185,778	169,463
その他未払費用	465	421
流動負債合計	1,091,020	763,015
負債合計	1,091,020	763,015
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,123,035,746	907,079,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	925,146,583	734,313,181
(分配準備積立金)	21,849,374	17,828,489
元本等合計	197,889,163	172,766,308
純資産合計	197,889,163	172,766,308
負債純資産合計	198,980,183	173,529,323

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	5,355,684	4,524,784
受取利息	135	2,970
有価証券売買等損益	33,959,888	13,944,719
<b>営業収益合計</b>	<b>39,315,707</b>	<b>18,472,473</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	308	-
受託者報酬	31,974	30,749
委託者報酬	1,088,823	1,046,995
その他費用	2,757	2,652
<b>営業費用合計</b>	<b>1,123,862</b>	<b>1,080,396</b>
営業利益又は営業損失( )	38,191,845	17,392,077
経常利益又は経常損失( )	38,191,845	17,392,077
当期純利益又は当期純損失( )	38,191,845	17,392,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,491,461	1,273,668
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,080,895,483	925,146,583
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>349,996,327</b>	<b>214,380,455</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	349,996,327	214,380,455
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	227,431,358	36,712,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	227,431,358	36,712,190
<b>分配金</b>	<b>3,516,453</b>	<b>2,953,272</b>
期末剰余金又は期末欠損金( )	925,146,583	734,313,181

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	1,267,693,332円	1,123,035,746円
期中追加設定元本額	269,310,656円	45,067,261円
期中一部解約元本額	413,968,242円	261,023,518円
2. 受益権の総数	1,123,035,746口	907,079,489口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は925,146,583円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は734,313,181円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(919,226円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(134,969,279円)及び分配準備積立金(23,864,106円)より分配対象収益は159,752,611円(1万口当たり1,280.11円)であり、うち623,977円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(647,435円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(121,428,309円)及び分配準備積立金(21,527,219円)より分配対象収益は143,602,963円(1万口当たり1,292.10円)であり、うち555,692円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>

(自2023年11月7日 至2023年12月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(870,796円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(129,176,871円)及び分配準備積立金(22,863,788円)より分配対象収益は152,911,455円(1万口当たり1,282.42円)であり、うち596,180円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2023年12月6日 至2024年1月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(816,070円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(127,383,913円)及び分配準備積立金(22,279,459円)より分配対象収益は150,479,442円(1万口当たり1,284.41円)であり、うち585,791円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年1月6日 至2024年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(836,769円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(126,189,633円)及び分配準備積立金(21,955,327円)より分配対象収益は148,981,729円(1万口当たり1,286.64円)であり、うち578,953円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年2月6日 至2024年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(822,450円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(124,347,840円)及び分配準備積立金(21,769,522円)より分配対象収益は146,939,812円(1万口当たり1,288.86円)であり、うち570,035円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(694,439円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(107,865,394円)及び分配準備積立金(18,958,996円)より分配対象収益は127,518,829円(1万口当たり1,294.21円)であり、うち492,648円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年6月6日 至2024年7月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(726,276円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(108,188,918円)及び分配準備積立金(18,904,565円)より分配対象収益は127,819,759円(1万口当たり1,296.61円)であり、うち492,896円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年7月6日 至2024年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(549,002円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(106,952,011円)及び分配準備積立金(18,666,660円)より分配対象収益は126,167,673円(1万口当たり1,297.27円)であり、うち486,278円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

(自2024年8月6日 至2024年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(682,489円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(103,902,882円)及び分配準備積立金(18,144,431円)より分配対象収益は122,729,802円(1万口当たり1,299.50円)であり、うち472,219円(1万口当たり5円)を分配金額としております。

	(自2024年3月6日 至2024年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(832,244円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(122,604,266円)及び分配準備積立金(21,578,647円)より分配対象収益は145,015,157円(1万口当たり1,291.27円)であり、うち561,517円(1万口当たり5円)を分配金額としております。	(自2024年9月6日 至2024年10月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(679,812円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(99,819,534円)及び分配準備積立金(17,602,216円)より分配対象収益は118,101,562円(1万口当たり1,301.99円)であり、うち453,539円(1万口当たり5円)を分配金額としております。
--	--	--

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
----	-------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	7,875,816	7,802,545
親投資信託受益証券	-	21
合計	7,875,816	7,802,566

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額	0.1762円	0.1905円
（1万口当たり純資産額）	(1,762円)	(1,905円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブ リン ファンド クラス(ZA R)	98,766	169,976,957	
投資信託受益証券 合計		98,766	169,976,957	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	70,000	70,406	
親投資信託受益証券 合計		70,000	70,406	
合計			170,047,363	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;ブラジルリアルコース&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	54,821,574	55,101,345
投資信託受益証券	2,971,040,387	2,382,802,942
親投資信託受益証券	10,587,915	10,591,074
未収入金	-	3,065
流動資産合計	3,036,449,876	2,448,498,426
資産合計	3,036,449,876	2,448,498,426
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,360,954	5,524,431
未払解約金	4,978,932	5,908,939
未払受託者報酬	85,194	70,576
未払委託者報酬	2,896,805	2,399,694
その他未払費用	7,564	6,267
流動負債合計	14,329,449	13,909,907
負債合計	14,329,449	13,909,907
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	21,203,181,790	18,414,771,336
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	18,181,061,363	15,980,182,817
(分配準備積立金)	1,815,795,367	1,582,877,156
元本等合計	3,022,120,427	2,434,588,519
純資産合計	3,022,120,427	2,434,588,519
負債純資産合計	3,036,449,876	2,448,498,426

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	72,461,340	63,535,140
受取利息	2,136	30,826
有価証券売買等損益	542,842,439	228,215,786
その他収益	-	3,065
営業収益合計	615,305,915	164,646,755
<b>営業費用</b>		
支払利息	3,047	-
受託者報酬	506,492	453,957
委託者報酬	17,222,140	15,436,173
その他費用	44,983	40,310
営業費用合計	17,776,662	15,930,440
営業利益又は営業損失( )	597,529,253	180,577,195
経常利益又は経常損失( )	597,529,253	180,577,195
当期純利益又は当期純損失( )	597,529,253	180,577,195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,693,272	1,648,241
期首剰余金又は期首欠損金( )	21,260,281,534	18,181,061,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,611,646,365	2,517,438,222
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,611,646,365	2,517,438,222
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,355,342	98,654,847
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,355,342	98,654,847
分配金	40,906,833	35,679,393
期末剰余金又は期末欠損金( )	18,181,061,363	15,980,182,817

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	24,122,009,546円	21,203,181,790円
期中追加設定元本額	98,385,283円	113,874,779円
期中一部解約元本額	3,017,213,039円	2,902,285,233円
2. 受益権の総数	21,203,181,790口	18,414,771,336口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,181,061,363円です。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,980,182,817円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日

<p>1. 分配金の計算過程</p>	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,467,090円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,218,360,787円)及び分配準備積立金(2,026,546,982円)より分配対象収益は5,257,374,859円(1万口当たり2,197.17円)であり、うち7,178,380円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年11月7日 至2023年12月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(12,284,820円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,162,707,774円)及び分配準備積立金(1,994,611,161円)より分配対象収益は5,169,603,755円(1万口当たり2,199.40円)であり、うち7,051,382円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p> <p>(自2023年12月6日 至2024年1月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,167,541円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,077,677,897円)及び分配準備積立金(1,942,634,866円)より分配対象収益は5,031,480,304円(1万口当たり2,201.28円)であり、うち6,857,114円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,108,110円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,810,730,512円)及び分配準備積立金(1,782,427,242円)より分配対象収益は4,601,265,864円(1万口当たり2,208.32円)であり、うち6,250,797円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月8日 至2024年6月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,126,185円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,761,520,790円)及び分配準備積立金(1,751,385,597円)より分配対象収益は4,521,032,572円(1万口当たり2,209.29円)であり、うち6,139,095円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年6月6日 至2024年7月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,056,995円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,720,664,229円)及び分配準備積立金(1,724,431,433円)より分配対象収益は4,453,152,657円(1万口当たり2,210.29円)であり、うち6,044,190円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>
--------------------	--	--

<p>(自2024年1月6日 至2024年2月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,490,287円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,054,082,350円)及び分配準備積立金(1,930,176,243円)より分配対象収益は4,995,748,880円(1万口当たり2,203.34円)であり、うち6,802,030円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年7月6日 至2024年8月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,936,069円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,669,931,240円)及び分配準備積立金(1,692,333,246円)より分配対象収益は4,370,200,555円(1万口当たり2,211.30円)であり、うち5,928,887円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年2月6日 至2024年3月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,496,210円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,990,255,724円)及び分配準備積立金(1,892,296,730円)より分配対象収益は4,894,048,664円(1万口当たり2,205.52円)であり、うち6,656,973円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月6日 至2024年9月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,586,521円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,609,188,147円)及び分配準備積立金(1,654,331,954円)より分配対象収益は4,273,106,622円(1万口当たり2,213.28円)であり、うち5,791,993円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>
<p>(自2024年3月6日 至2024年4月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,378,904円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,858,311,332円)及び分配準備積立金(1,811,777,417円)より分配対象収益は4,680,467,653円(1万口当たり2,207.43円)であり、うち6,360,954円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年9月6日 至2024年10月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,625,820円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,491,409,967円)及び分配準備積立金(1,578,775,767円)より分配対象収益は4,079,811,554円(1万口当たり2,215.51円)であり、うち5,524,431円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年3月6日 至2024年4月5日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,378,904円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,858,311,332円)及び分配準備積立金(1,811,777,417円)より分配対象収益は4,680,467,653円(1万口当たり2,207.43円)であり、うち6,360,954円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年9月6日 至2024年10月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,625,820円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,491,409,967円)及び分配準備積立金(1,578,775,767円)より分配対象収益は4,079,811,554円(1万口当たり2,215.51円)であり、うち5,524,431円(1万口当たり3円)を分配金額としております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	30,010,509	107,715,749
親投資信託受益証券	-	3,159
合計	30,010,509	107,718,908

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.1425円 (1,425円)	0.1322円 (1,322円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブ リン ファンド クラス（BR L）	3,264,113	2,382,802,942	
投資信託受益証券 合計		3,264,113	2,382,802,942	
親投資信託受益証券	D I A Mマナーマザーファンド	10,530,000	10,591,074	
親投資信託受益証券 合計		10,530,000	10,591,074	
合計			2,393,394,016	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ&lt;中国元コース&gt;】

## (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,779,602	2,887,333
投資信託受益証券	51,504,547	46,417,249
親投資信託受益証券	150,539	150,584
未収入金	-	1,628
流動資産合計	54,434,688	49,456,794
資産合計	54,434,688	49,456,794
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	428,304	392,153
未払解約金	166,392	876,931
未払受託者報酬	1,487	1,427
未払委託者報酬	50,851	48,858
その他未払費用	124	111
流動負債合計	647,158	1,319,480
負債合計	647,158	1,319,480
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	71,384,155	65,358,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,596,625	17,221,660
(分配準備積立金)	-	-
元本等合計	53,787,530	48,137,314
純資産合計	53,787,530	48,137,314
負債純資産合計	54,434,688	49,456,794

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,664,896	2,572,240
受取利息	79	1,570
有価証券売買等損益	5,669,782	921,163
その他収益	-	1,628
営業収益合計	8,334,757	1,654,275
<b>営業費用</b>		
支払利息	87	-
受託者報酬	8,679	8,959
委託者報酬	296,657	305,850
その他費用	732	723
営業費用合計	306,155	315,532
営業利益又は営業損失( )	8,028,602	1,338,743
経常利益又は経常損失( )	8,028,602	1,338,743
当期純利益又は当期純損失( )	8,028,602	1,338,743
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	75,974	20,894
期首剰余金又は期首欠損金( )	24,227,150	17,596,625
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,520,099	2,769,026
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,520,099	2,769,026
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,241,623	1,159,782
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,241,623	1,159,782
分配金	2,600,579	2,552,128
期末剰余金又は期末欠損金( )	17,596,625	17,221,660

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期	
	自 2024年4月6日	至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月5日及び10月5日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2024年10月7日としております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2024年4月5日現在	2024年10月7日現在
1. 期首元本額	75,613,173円	71,384,155円
期中追加設定元本額	12,094,289円	4,794,557円
期中一部解約元本額	16,323,307円	10,819,738円
2. 受益権の総数	71,384,155口	65,358,974口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,596,625円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は17,221,660円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2023年10月6日 至2023年11月6日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(447,825円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,662,683円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は32,110,508円(1万口当たり4,280.73円)であり、うち450,070円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年4月6日 至2024年5月7日)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(381,639円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,473,389円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は30,855,028円(1万口当たり4,263.18円)であり、うち434,253円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p>

(自2023年11月7日 至2023年12月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(444,974円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,337,225円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は31,782,199円(1万口当たり4,280.89円)であり、うち445,451円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2023年12月6日 至2024年1月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(396,584円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,978,092円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は31,374,676円(1万口当たり4,275.01円)であり、うち440,344円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年1月6日 至2024年2月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(410,285円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,559,469円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は29,969,754円(1万口当たり4,273.85円)であり、うち420,741円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年2月6日 至2024年3月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(409,175円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,193,660円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は29,602,835円(1万口当たり4,273.03円)であり、うち415,669円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年5月8日 至2024年6月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(416,809円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,058,065円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は31,474,874円(1万口当たり4,260.83円)であり、うち443,220円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年6月6日 至2024年7月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(434,643円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,575,731円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は31,010,374円(1万口当たり4,260.84円)であり、うち436,678円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年7月6日 至2024年8月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(371,536円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,843,965円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は30,215,501円(1万口当たり4,253.53円)であり、うち426,217円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

(自2024年8月6日 至2024年9月5日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(397,695円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(29,327,962円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は29,725,657円(1万口当たり4,250.49円)であり、うち419,607円(1万口当たり60円)を分配金額としております。

	(自2024年3月6日 至2024年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(408,315円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(30,075,264円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は30,483,579円(1万口当たり4,270.35円)であり、うち428,304円(1万口当たり60円)を分配金額としております。	(自2024年9月6日 至2024年10月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(374,136円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(27,388,792円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は27,762,928円(1万口当たり4,247.76円)であり、うち392,153円(1万口当たり60円)を分配金額としております。
--	--	---

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2023年10月6日 至 2024年4月5日	当期 自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
----	-------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	526,605	544,266
親投資信託受益証券	-	45
合計	526,605	544,311

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前期 2024年4月5日現在	当期 2024年10月7日現在
1口当たり純資産額	0.7535円	0.7365円
(1万口当たり純資産額)	(7,535円)	(7,365円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)	5,729	46,417,249	
投資信託受益証券 合計		5,729	46,417,249	
親投資信託受益証券	D I A Mマネーマザーファンド	149,716	150,584	
親投資信託受益証券 合計		149,716	150,584	
合計			46,567,833	

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>」、「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>」、「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>」、「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>」、「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>」、「D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>」は、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)」投資信託証券及び「D I A Mマネーマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

DIAMマネーマザーファンド  
貸借対照表

(単位:円)

2024年10月7日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,386,178,037
国債証券	3,698,810,000
未収利息	468
流動資産合計	5,084,988,505
資産合計	5,084,988,505
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,055,874,095
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	29,114,410
元本等合計	5,084,988,505
純資産合計	5,084,988,505
負債純資産合計	5,084,988,505

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月7日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	481,233,562円
同期中追加設定元本額	5,867,727,501円
同期中一部解約元本額	1,293,086,968円
元本の内訳	
ファンド名	
バンクローン・ファンド（ヘッジなし）	15,843,407円
バンクローン・ファンド（ヘッジあり）	13,867,169円
バンクローン・ファンド（ヘッジなし/年1回決算型）	1,088,285円
バンクローン・ファンド（ヘッジあり/年1回決算型）	98,095円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド10月号	3,959,763円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド11月号	989,197円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド12月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド1月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド2月号	48,517円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド3月号	395,083円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド4月号	11,377円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド5月号	98,027円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド6月号	989,197円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド7月号	395,083円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド8月号	494,102円
新光ピムコ・ストラテジック・インカム・ファンド9月号	494,102円
ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジあり>	791,316円
ダブルライン・シラー・ケープ米国株式プラス<為替ヘッジなし>	2,474,972円
クルーズコントロール	4,868,885,634円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>	870,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>	530,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>	70,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>	10,530,000円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>	149,716円
D I A M新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>	5,972円
USストラテジック・インカム・ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	993,740円
USストラテジック・インカム・ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	1,987,479円
D I A M - ジャナス グローバル債券コアプラス・ファンド<DC年金>	9,935円
マシューズ・アジア株式ファンド	14,723,185円

One世界分散セレクト(Aコース)	99,040円
One世界分散セレクト(Bコース)	99,040円
One世界分散セレクト(Cコース)	99,040円
世界8資産リスク分散バランスファンド(目標払出し型)	99,109円
モルガン・スタンレーUSハイイールド債券ファンド(毎月決算型) (為替ヘッジあり)	188,380円
モルガン・スタンレーUSハイイールド債券ファンド(毎月決算型) (為替ヘッジなし)	109,063円
モルガン・スタンレーUSハイイールド債券ファンド(年1回決算型) (為替ヘッジあり)	297,442円
モルガン・スタンレーUSハイイールド債券ファンド(年1回決算型) (為替ヘッジなし)	118,977円
ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド	99,255,584円
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)	301,134円
PIMCOストラテジック・インカム・ファンド(為替ヘッジなし)	1,493,740円
One/フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド(成長型)	9,943,324円
One/フィデリティ・ブルーチップ・グロース株式ファンド(隔月決算・予想分配金提示型)	1,988,665円
計	5,055,874,095円
2. 受益権の総数	5,055,874,095口

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年4月6日 至 2024年10月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月7日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	
国債証券		303,490
合計		303,490

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

		2024年10月7日現在
1口当たり純資産額		1.0058円
(1万口当たり純資産額)		(10,058円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月7日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 4 6 回 利付国庫債券(2年)	100,000,000	99,974,000	
	1 2 3 8 回 国庫短期証券	300,000,000	299,727,000	
	1 2 4 2 回 国庫短期証券	300,000,000	299,961,000	
	1 2 4 3 回 国庫短期証券	400,000,000	399,992,000	
	1 2 4 4 回 国庫短期証券	500,000,000	499,410,000	
	1 2 4 5 回 国庫短期証券	500,000,000	499,980,000	
	1 2 4 7 回 国庫短期証券	500,000,000	499,960,000	
	1 2 4 9 回 国庫短期証券	800,000,000	799,920,000	
	1 2 5 5 回 国庫短期証券	300,000,000	299,886,000	

国債証券 合計	3,700,000,000	3,698,810,000	
合計		3,698,810,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ケイマン エマージング ソブリン ファンド

「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(JPY)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(USD)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(AUD)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(ZAR)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(BRL)」、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド クラス(CNY)」は、「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」を構成する個別クラスとなっております。

「ケイマン エマージング ソブリン ファンド」は、同ファンドの国籍において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地監査人による監査を受けております。

なお、以下は入手しうる直近の現地監査済み財務諸表の和訳版の提供を受け、その一部を抜粋したものであります。

**純資産計算書**  
**2023年12月31日現在**

	日本円
<b>資産の部</b>	
投資有価証券公正価値 (取得原価： 4,352,442,103円)	4,307,389,319
現金および現金等価物	38,774,525
未収利息	96,485,510
為替先渡契約による未実現利益	103,783,260
<b>資産合計</b>	<b>4,546,432,614</b>
<b>負債の部</b>	
為替先渡契約による未実現損失	508,680
証券会社の証拠金口座	29,991,565
未払投資運用報酬	4,477,515
未払管理事務報酬	2,021,751
未払監査報酬	4,724,814
未払受託報酬	522,658
未払保管報酬	160,287
その他未払金	1,515,554
<b>負債合計</b>	<b>43,922,824</b>
<b>純資産合計</b>	<b>4,502,509,790</b>

**発行済受益権口数変動計算書**  
2023年12月31日 期（2023年12月31日終了）

	2023年1月1日現在	発行済受益権口数	償還受益権口数	2023年12月31日現在
	受益権口数			受益権口数
クラス AUD	160,503.17	825.76	(12,500.00)	148,828.93
クラス BRL	4,720,513.62	-	(677,800.00)	4,042,713.62
クラス CNY	5,832.49	1,345.51	(740.00)	6,438.00
クラス JPY	221,042.37	-	(17,900.00)	203,142.37
クラス USD	6,159.77	241.97	(1,900.00)	4,501.74
クラス ZAR	141,710.17	26,056.22	(41,000.00)	126,766.39

**統計情報**

	2023年12月31日	2022年12月31日	2021年12月31日
<b>クラス AUD（日本円）</b>			
発行済受益権口数	148,828.93	160,503.17	192,003.17
一口当たり純資産価額	2,683	2,444	3,161
<b>クラス BRL（日本円）</b>			
発行済受益権口数	4,042,713.62	4,720,513.62	6,254,213.62
一口当たり純資産価額	753	581	599
<b>クラス CNY（日本円）</b>			
発行済受益権口数	6,438.00	5,832.49	4,867.77
一口当たり純資産価額	7,957	7,829	10,360
<b>クラス JPY（日本円）</b>			
発行済受益権口数	203,142.37	221,042.37	250,242.37
一口当たり純資産価額	3,827	3,938	5,533
<b>クラス USD（日本円）</b>			
発行済受益権口数	4,501.74	6,159.77	6,700.94
一口当たり純資産価額	8,512	7,632	9,105
<b>クラス ZAR（日本円）</b>			
発行済受益権口数	126,766.39	141,710.17	164,721.00
一口当たり純資産価額	1,504	1,411	1,729

## 投資有価証券明細書

### 2023年12月31日現在

口数	銘柄	通貨	償却原価 (日本円)	公正価値 (日本円)	対純資 産%
<b>変動利付債</b>					
200,000	ARGENTINA (REPUBLIC OF) BDS STP 20-9/1/38	USD	21,608,561	11,221,324	0.25%
2,640,000	ARGENTINA (REPUBLIC OF) BDS STP 20-9/7/30	USD	289,111,264	150,105,468	3.33%
1,164,000	ARGENTINA (REPUBLIC OF) BDS STP 20-9/7/35	USD	142,519,017	56,679,339	1.26%
200,000	BANCO NCL DE COMERCIO EXTERIOR SNC/CAYMAN BDS FTV 21-11/8/31	USD	22,976,350	24,080,890	0.54%
<b>変動利付債合計</b>			476,215,192	242,087,021	5.38%
<b>普通債券</b>					
200,000	ABU DHABI CRUDE OIL PIPELINE LLC BDS 3.65% 17- 2/11/29	USD	26,017,742	26,811,227	0.60%
800,000	ABU DHABI GOVT INTL BOND BDS 1.7% 20-2/3/31	USD	91,556,864	95,661,207	2.13%
600,000	ABU DHABI GOVT INTL BOND BDS 3.125% 19-30/9/49	USD	62,650,476	62,329,222	1.38%
115,600	ARGENTINA (REPUBLIC OF) BDS 1% 20-9/7/29	USD	11,542,159	6,548,257	0.15%
200,000	BANCO NCL DE COMERCIO EXTERIOR SNC/CA BDS 4.375% 15-14/10/25	USD	22,087,460	27,633,987	0.61%
200,000	BANCO NCL DE PANAMA BDS 2.5% 20-11/8/30	USD	21,151,370	20,944,440	0.47%
200,000	BANK GOSPODARSTWA KRAJOWEGO BDS 5.375% 23- 22/5/33	USD	27,150,500	28,634,885	0.64%
200,000	BRAZIL (FED. REPUBLIC OF) BDS 3.75% 21-12/9/31	USD	23,641,259	25,201,316	0.56%
800,000	BRAZIL (FED. REPUBLIC OF) BDS 3.875% 20-12/6/30	USD	87,276,547	103,470,967	2.30%
200,000	BRAZIL (FED. REPUBLIC OF) BDS 4.625% 17-13/1/28	USD	22,492,420	27,995,672	0.62%
200,000	BRAZIL (FED. REPUBLIC OF) BDS 4.75% 19-14/1/50	USD	21,230,304	21,774,047	0.48%
600,000	BRAZIL (FED. REPUBLIC OF) BDS 5% 14-27/1/45	USD	63,988,711	69,240,129	1.54%
400,000	CHILE (REPUBLIC OF) BDS 2.55% 21-27/7/33	USD	44,498,597	46,772,399	1.04%
400,000	CHILE (REPUBLIC OF) BDS 3.1% 21-22/1/61	USD	35,933,062	38,001,107	0.84%
800,000	CHILE (REPUBLIC OF) BDS 3.1% 21-7/5/41	USD	82,631,773	86,097,381	1.91%
400,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 3% 20-30/1/30	USD	43,503,695	47,702,544	1.06%
400,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 3.125% 20-15/4/31	USD	43,308,189	46,029,059	1.02%
400,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 3.25% 21-22/4/32	USD	40,127,340	44,918,105	1.00%
400,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 5% 15-15/6/45	USD	45,630,445	43,906,711	0.98%
300,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 5.2% 19-15/5/49	USD	32,735,149	33,161,772	0.74%
400,000	COLOMBIA (REPUBLIC OF) BDS 7.5% 23-2/2/34	USD	54,279,148	59,634,634	1.32%
200,000	COMISION FEDERAL DE ELECTRICIDAD BDS 4.677% 21- 9/2/51	USD	21,660,618	20,094,566	0.45%
200,000	CORP NACIONAL DEL COBRE DE CHILE BDS 3% 19- 30/9/29	USD	23,313,016	25,166,463	0.56%
200,000	CORP NACIONAL DEL COBRE DE CHILE BDS 3.625% 17- 1/8/27	USD	25,221,821	26,761,083	0.59%
200,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 4.5% 20-30/1/30	USD	22,247,348	26,034,532	0.58%
400,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 4.875% 20-23/9/32	USD	45,062,801	51,465,968	1.14%
750,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 5.3% 21-21/1/41	USD	78,138,534	91,679,569	2.04%
200,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 5.5% 22-22/2/29	USD	24,643,622	27,618,360	0.61%
350,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 5.875% 20-30/1/60	USD	36,012,523	42,781,333	0.95%
200,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 5.95% 17-25/1/27	USD	26,141,233	28,348,274	0.63%
100,000	DOMINICAN REPUBLIC BDS 6.85% 15-27/1/45	USD	11,133,986	14,073,386	0.31%

## 投資有価証券明細書(続き)

2023年12月31日現在

口数	銘柄	通貨	償却原価 (日本円)	公正価値 (日本円)	対純資産%
<b>普通債券(続き)</b>					
200,000	DP WORLD LTD/UNITED ARAB EMIRATES BDS 4.7% 19-30/9/49	USD	23,012,762	23,908,735	0.53%
200,000	EGYPT (ARAB REPUBLIC OF) BDS 3.875% 21-16/2/26	USD	21,952,364	23,108,535	0.51%
200,000	EGYPT (ARAB REPUBLIC OF) BDS 5.8% 21-30/9/27	USD	19,867,886	21,804,780	0.48%
400,000	EGYPT (ARAB REPUBLIC OF) BDS 5.875% 21-16/2/31	USD	39,931,764	37,074,267	0.82%
200,000	EGYPT (ARAB REPUBLIC OF) BDS 7.625% 20-29/5/32	USD	17,949,680	19,657,734	0.44%
800,000	EGYPT (ARAB REPUBLIC OF) BDS 7.903% 18-21/2/48	USD	70,601,047	68,294,117	1.52%
200,000	EMPRESA DE LOS FERROCARRILES DEL ESTAD BDS 3.068% 20-18/8/50	USD	16,807,095	17,188,082	0.38%
200,000	ENA MASTER TRUST BDS 4% 20-19/5/48	USD	21,722,129	19,803,350	0.44%
200,000	ESKOM HOLDINGS SOC LTD BDS 4.314% 21-23/7/27	USD	24,804,762	26,401,602	0.59%
200,000	EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA BDS 3.375% 16-5/8/26	USD	24,796,008	27,094,034	0.60%
200,000	FIN. DEPARTMENT GOVT OF SHARJAH BDS 3.625% 21-10/3/33	USD	21,782,137	24,046,517	0.53%
200,000	FIN. DEPARTMENT GOVT OF SHARJAH BDS 4% 20-28/7/50	USD	22,441,674	18,889,859	0.42%
500,000	FONDO MIVIVIENDA SA BDS 4.625% 22-12/4/27	USD	61,699,536	68,901,922	1.53%
600,000	HUNGARY (REPUBLIC OF) BDS 2.125% 21-22/9/31	USD	63,151,913	68,367,362	1.52%
200,000	HUNGARY (REPUBLIC OF) BDS 3.125% 21-21/9/51	USD	16,598,175	19,192,844	0.43%
400,000	HUTAMA KARYA PERSERO PT BDS 3.75% 20-11/5/30	USD	46,545,837	52,859,005	1.17%
200,000	INDONESIA (REPUBLIC OF) BDS 3.5% 20-14/2/50	USD	21,664,644	22,838,814	0.51%
400,000	INDONESIA (REPUBLIC OF) -REGS- BDS 4.75% 17-18/7/47	USD	45,546,943	55,936,854	1.24%
200,000	INSTITUTO COSTARRICENSE DE ELECTRICIDAD BDS 6.75% 21-7/10/31	USD	26,468,144	28,453,110	0.63%
200,000	JORDAN (KINGDOM OF) BDS 5.85% 20-7/7/30	USD	25,167,075	26,279,687	0.58%
200,000	JORDAN (KINGDOM OF) BDS 7.375% 17-10/10/47	USD	25,369,619	25,127,240	0.56%
200,000	KAZMUNAYGAS NATIONAL CO JSC BDS 3.5% 20-14/4/33	USD	20,492,598	23,491,585	0.52%
200,000	KAZTRANSYGAS JSC BDS 4.375% 17-26/9/27	USD	27,546,297	27,094,344	0.60%
200,000	MAGYAR EXPORT-IMPORT BANK ZRT BDS 6.125% 23-4/12/27	USD	26,551,929	28,716,331	0.64%
200,000	MDGH - GMTN BV BDS 3.95% 20-21/5/50	USD	24,901,132	23,500,265	0.52%
600,000	MEXICO (UNITED MEXICAN STATES) BDS 2.659% 20-24/5/31	USD	64,306,136	71,680,534	1.59%
400,000	MEXICO (UNITED MEXICAN STATES) BDS 3.5% 22-12/2/34	USD	46,902,173	47,826,103	1.06%
1,000,000	MEXICO (UNITED MEXICAN STATES) BDS 4.6% 15-23/1/46	USD	112,442,339	118,061,199	2.62%
400,000	MEXICO (UNITED MEXICAN STATES) BDS 4.75% 12-8/3/44	USD	41,856,551	48,632,146	1.08%
200,000	NIGERIA (FEDERAL REPUBLIC OF) BDS 8.375% 22-24/3/29	USD	23,684,000	27,126,443	0.60%

## 投資有価証券明細書(続き)

2023年12月31日現在

口数	銘柄	通貨	償却原価 (日本円)	公正価値 (日本円)	対純資産%
<b>普通債券(続き)</b>					
200,000	OMAN (SULTANATE OF) BDS 5.625% 18-17/1/28	USD	25,735,257	28,770,158	0.64%
600,000	OMAN (SULTANATE OF) BDS 6.25% 21-25/1/31	USD	80,392,098	89,106,411	1.98%
400,000	OMAN (SULTANATE OF) BDS 6.75% 18-17/1/48	USD	50,417,992	59,117,381	1.31%
600,000	PANAMA (REPUBLIC OF) BDS 2.252% 20-29/9/32	USD	64,398,881	61,853,687	1.37%
400,000	PANAMA (REPUBLIC OF) BDS 3.87% 19-23/7/60	USD	41,392,117	33,898,823	0.75%
400,000	PANAMA (REPUBLIC OF) BDS 4.3% 13-29/4/53	USD	36,131,030	37,895,602	0.84%
200,000	PANAMA (REPUBLIC OF) BDS 4.5% 17-15/5/47	USD	23,303,472	20,092,079	0.45%
200,000	PERTAMINA PERSERO PT BDS 4.15% 20-25/2/60	USD	20,126,560	22,275,973	0.50%
400,000	PERU (REPUBLIC OF) BDS 2.78% 20-1/12/60	USD	36,795,704	35,326,137	0.78%
80,000	PERU (REPUBLIC OF) BDS 2.783% 20-23/1/31	USD	8,617,742	9,843,521	0.22%
200,000	PERU (REPUBLIC OF) BDS 3% 21-15/1/34	USD	22,805,197	23,871,564	0.53%
100,000	PERU (REPUBLIC OF) BDS 3.55% 21-10/3/51	USD	10,364,900	10,743,824	0.24%
200,000	PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT BDS 4.125% 17-15/5/27	USD	22,501,680	27,439,968	0.61%
200,000	PERUSAHAAN LISTRIK NEGARA PT BDS 5.45% 18-21/5/28	USD	25,106,240	28,657,571	0.64%
200,000	PETROLEOS DEL PERU SA BDS 4.75% 17-19/6/32	USD	23,612,581	20,251,813	0.45%
300,000	PETROLEOS MEXICANOS BDS 4.5% 16-23/1/26	USD	29,528,845	39,586,119	0.88%
100,000	PETROLEOS MEXICANOS BDS 6.375% 14-23/1/45	USD	8,724,888	9,199,133	0.20%
200,000	PETRONAS CAPITAL LTD BDS 2.48% 21-28/1/32	USD	23,803,845	24,088,282	0.53%
400,000	PHILIPPINES (REPUBLIC OF) BDS 3.7% 16-1/3/41	USD	45,456,002	48,499,364	1.08%
150,000	POLAND (REPUBLIC OF) BDS 4.875% 23-4/10/33	USD	20,754,805	21,480,391	0.48%
1,000,000	QATAR (GOVT OF) BDS 4.4% 20-16/4/50	USD	127,206,621	130,165,613	2.89%
200,000	QATAR (GOVT OF) BDS 5.75% 11-20/1/42	USD	30,891,826	31,100,077	0.69%
800,000	QATAR PETROLEUM BDS 3.125% 21-12/7/41	USD	89,340,877	86,892,208	1.93%
200,000	QATAR PETROLEUM BDS 3.3% 21-12/7/51	USD	21,346,940	20,647,007	0.46%
200,000	REPUBLIC OF ARMENIA INTL BOND BDS 3.95% 19-26/9/29	USD	21,371,903	24,641,495	0.55%
400,000	ROMANIA (REPUBLIC OF) BDS 3% 20-14/2/31	USD	44,150,023	48,092,358	1.07%
400,000	ROMANIA (REPUBLIC OF) BDS 4% 20-14/2/51	USD	42,391,997	41,021,607	0.91%
200,000	SENEGAL (REPUBLIC OF) BDS 6.75% 18-13/3/48	USD	22,533,702	22,237,007	0.49%
200,000	SOUTH AFRICA (REPUBLIC OF) BDS 5.375% 14-24/7/44	USD	21,889,682	22,556,929	0.50%
600,000	SOUTH AFRICA (REPUBLIC OF) BDS 5.75% 19-30/9/49	USD	64,904,251	67,772,074	1.51%

**投資有価証券明細書(続き)**  
2023年12月31日現在

口数	銘柄	通貨	償却原価 (日本円)	公正価値 (日本円)	対純資産%
<b>普通債券(続き)</b>					
200,000	TC ZIRAAT BANKASI AS BDS 5.375% 21-2/3/26	USD	27,772,648	27,245,879	0.61%
200,000	TRANSNET SOC LTD BDS 8.25% 23-6/2/28	USD	26,465,581	28,460,015	0.63%
600,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 4.25% 15-14/4/26	USD	60,263,472	81,216,579	1.80%
400,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 4.875% 13-16/4/43	USD	36,124,275	41,304,666	0.92%
200,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 4.875% 16-9/10/26	USD	21,299,869	27,254,531	0.61%
200,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 6% 17-25/3/27	USD	22,999,727	27,905,816	0.62%
800,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 6.125% 18-24/10/28	USD	78,813,549	111,122,190	2.47%
200,000	TURKEY (REPUBLIC OF) BDS 9.375% 23-14/3/29	USD	27,280,815	31,234,674	0.69%
300,000	UKRAINE (REPUBLIC OF) BDS 8.994% 18-1/2/24	USD	32,892,907	12,691,665	0.28%
1,000,000	UKRAINE (REPUBLIC OF) BDS 9.75% 18-1/11/28	USD	111,542,053	40,863,900	0.91%
240,000	URUGUAY (REPUBLIC OF) BDS 4.975% 18-20/4/55	USD	33,999,284	33,128,033	0.74%
200,000	VIETNAM (SOCIALIST REPUBLIC OF) BDS 4.8% 14-19/11/24	USD	27,202,012	27,900,172	0.62%
<b>普通債券合計</b>			<b>3,876,226,911</b>	<b>4,065,302,298</b>	<b>90.29%</b>
<b>投資有価証券公正価値合計</b>			<b>4,352,442,103</b>	<b>4,307,389,319</b>	<b>95.67%</b>

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2024年10月31日現在、ファンドは償還しているため該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額(2024年10月31日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構(2024年10月31日現在)

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

##### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

##### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,472,662,569,272
追加型株式投資信託	759	17,228,359,180,836
単位型公社債投資信託	22	35,680,106,243
単位型株式投資信託	193	1,046,720,736,949
合計	1,000	19,783,422,593,300

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：百万円 )

	第38期 ( 2023年3月31日現在 )	第39期 ( 2024年3月31日現在 )
( 資産の部 )		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,001	918
器具備品	118	130
リース資産	7	5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

（単位：百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位:百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	1	2,400	1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		-
特別利益計		4		-
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		-
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		-	2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							12,360	12,360	12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,461
当期末残高	0	0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

**注記事項**

## （貸借対照表関係）

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

## （損益計算書関係）

## 1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第38期 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）
受取配当金	2,393	895

## 2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

## 第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

## 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	29,186	29,186	-

## 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	-	-	-
(2) 金銭の信託	29,184	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	16,279	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,307	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	82,540	1	-	-

## 第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,143	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

## 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	-	29,184	-	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	29,186	-	29,186

## 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	-	28,143	-	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

## 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	191	246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	44	40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額(一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額(税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	-	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期	第39期
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.69 %	1.44 %
その他	0.06 %	0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

## (企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

## (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

## (3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

## (2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	8,039百万円	7,649百万円
経常利益	8,039百万円	7,649百万円
税引前当期純利益	8,039百万円	7,649百万円
当期純利益	6,744百万円	6,474百万円
1株当たり当期純利益	168,617円97銭	161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
<b>合計</b>	<b>113,962百万円</b>	<b>121,507百万円</b>

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## ( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

## (2) 子会社及び関連会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

## (3) 兄弟会社等

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	13,932	未払 手数料	2,404

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	16,655	未払 手数料	3,137

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

## (1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	1	888
器具備品	1	146
リース資産	1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウェア		3,011
ソフトウェア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位:百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		552
リース債務		1
未払金		8,577
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		8,466
その他未払金		108
未払費用		7,321
未払法人税等		3,650
未払消費税等	2	1,191
契約負債		7
賞与引当金		916
役員賞与引当金		28
	流動負債計	22,247
固定負債		
リース債務		3
退職給付引当金		2,720
時効後支払損引当金		64
	固定負債計	2,787
	負債合計	25,035
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		19,552
資本準備金		2,428
その他資本剰余金		17,124
利益剰余金		55,960
利益準備金		123
その他利益剰余金		55,837
別途積立金		31,680
繰越利益剰余金		24,157
	株主資本計	77,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
	評価・換算差額等計	0
	純資産合計	77,513
	負債・純資産合計	102,548

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	55,266	
運用受託報酬	8,186	
投資助言報酬	1,200	
その他営業収益	13	
		営業収益計 64,667
営業費用		
支払手数料	24,284	
広告宣伝費	157	
公告費	0	
調査費	18,581	
調査費	6,728	
委託調査費	11,853	
委託計算費	278	
営業雑経費	355	
通信費	19	
印刷費	234	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	39	
		営業費用計 43,658
一般管理費		
給料	5,154	
役員報酬	89	
給料・手当	5,002	
賞与	63	
交際費	27	
寄付金	5	
旅費交通費	105	
租税公課	298	
不動産賃借料	583	
退職給付費用	210	
固定資産減価償却費	1 790	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	916	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,607	
事務用消耗品費	19	
器具備品費	0	
諸経費	154	
		一般管理費計 9,933
営業利益		11,075

(単位:百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
	営業外収益計	494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
	営業外費用計	6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
	特別損失計	35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	0	0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	10,855	10,855			10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	3,333	3,333	0	0	3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	0	0	77,513

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="587 734 944 810"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	...	8～18年	器具備品	...	3～20年
建物	...	8～18年					
器具備品	...	3～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 ... 685百万円 器具備品 ... 609百万円 リース資産 ... 4百万円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1.減価償却実施額	有形固定資産 ... 76百万円 無形固定資産 ... 713百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金（財 産）の 総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 有価証券	0	0	-
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,852	31,852	-

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	0	-	0
金銭の信託	-	31,850	-	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,852	-	31,852

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

## （有価証券関係）

第40期中間会計期間末  
(2024年9月30日現在)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

## 2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

## （持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## （企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

## 2. 企業結合日

2016年10月1日

## 3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

## 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

## 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

## 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

## 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

## 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

## 10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

## 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

## (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

## (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

## (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

## (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

## (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

## b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

## c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

## (1) 貸借対照表項目

流動資産	- 百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

## (2) 損益計算書項目

営業収益	- 百万円
営業利益	3,629百万円
経常利益	3,629百万円
税引前中間純利益	3,629百万円
中間純利益	3,101百万円
1株当たり中間純利益	77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

## (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (収益認識関係)

## 1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	- 百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円(2024年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行(1)	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
Pay Pay銀行株式会社(2)	72,210	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北海道銀行(3)	93,524	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社群馬銀行(3)	48,652	日本において銀行業務を営んでおります。
アイザワ証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
PWM日本証券株式会社(1)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
極東証券株式会社	5,251	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
あかつき証券株式会社	3,067	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
静岡東海証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ちばぎん証券株式会社(2)	4,374	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	(4)19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社(5)	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東武証券株式会社	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
内藤証券株式会社	3,002	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日産証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン(6)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	12,658	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三木証券株式会社	500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2024年3月末日現在

- (1) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2) 「中国元コース」、「米ドルコース」の取扱いはありません。
- (3) 「円コース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「ブラジルリアルコース」の新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。なお、「中国元コース」、「米ドルコース」の取扱いはありません。
- (4) 2023年12月31日現在
- (5) 「ブラジルリアルコース」以外の取扱いはありません。
- (6) 「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」の新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。なお、「円コース」、「南アフリカランドコース」、「中国元コース」、「米ドルコース」の取扱いはありません。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2024年6月19日	臨時報告書
2024年7月5日	有価証券報告書
2024年7月5日	有価証券届出書
2024年9月20日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 谷 川 敬指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<円コース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<米ドルコース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<豪ドルコース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年12月6日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>の2024年4月6日から2024年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM新興国ソブリンオープン通貨選択シリーズ<中国元コース>の2024年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。